独立コンサルタント契約

（契約書面）

AMBITENERGY®
JAPAN, GK

AMBITENERGY JAPAN, GK

独立コンサルタント契約
（契約書面）

契約内容確認のため、本契約書面をよくお読みください

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社（以下「アンビット・エナジー」または「当社」という。）および本契約の相手方当事者（以下「本コンサルタント」という。）は本書により、以下のとおり合意のうえ、独立コンサルタント契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. アンビット・エナジーの独立コンサルタントの要件

   a. 本コンサルタントが個人の場合

   本コンサルタントは、満20歳以上であり日本において成人であるものとする。また、本コンサルタントは、学生、または公務員ではなく、かつ、本契約を締結する権利能力を有していることとする。

   加えて、本コンサルタントは、米国、米国の海外領土もしくは日本に居住している日本国籍の者であること、または、外国籍の場合には、日本で紹介販売事業を営むことができることを証明する書類（在留カードおよび特別永住者証明書等をいう。）を保有していることとする。

   b. 本コンサルタントが会社・事業体の場合

   本コンサルタントは、日本法に基づき有効に設立され、かつ有効に存続する日本の会社またはその他の事業体であること、または、日本以外の国において適法に設立され、有効に存続し、かつ、日本において外国会社として適法に登記された法人であることを確認する。

2. 本コンサルタントとアンビット・エナジーの関係

   独立コンサルタントとしての本コンサルタントとアンビット・エナジーとの関係は、契約相手たる独立契約者としての関係であり、本コンサルタント自身において、その活動および業務時間の内容および範囲を決定する。本コンサルタントは、アンビット・エナジーの代理人、法律顧問または従業員ではなく、第三者に対してこれと異なる説明を行わないものとする。本コンサルタントは、方法の如何にかかわらず、アンビット・エナジーまたはそのサプライヤーを拘束する契約を締結してはならない。また、本コンサルタントは、適用される法律または課税に基づき独立コンサルタントとして必要なすべての税金を支払う責任を負うものとする。

3. 独立コンサルタントの顧客契約不要性

   本コンサルタントは、独立コンサルタントになるために自身がアンビット・エナジーと電力小売供給約款を締結し、アンビット・エナジーの顧客（以下「顧客」という。）となる必要はないものとする。本コンサルタントが顧客になることを選択した場合には、本コンサルタントは、アンビット・エナジーとの間の電力小売供給約款を遵守し、当該契約に基づいてアンビット・エナジーが提供するエネルギーサービスおよびその他のサービスに対する料金を支払わなければならない。本コンサルタントが自身の負うエネルギー サービスの料金を支払わない場合、アンビット・エナジーは、その裁量により、本契約の解約、および本コンサルタントがアンビット・エナジーに支払うべき未払残額にコミッションを含む報酬を充当することの両方、またはいずれか一方の措置をとることができる。

4. アンビット・エナジーの方針および手続

   本コンサルタントは、本契約の付属書類 2 として定められたアンビット・エナジーの方針および手続（以下「方針および手続」という。）（その改定版を含む。）を受領していることを認め、また、本契約の一部である方針および手続、ならびにすべての改定事項を遵守しなければならない。アンビット・エナジーは、随時、方針および手続、報酬プラン（9.1項に定義する。）およびエネルギー サービスならびに料金に関する規定を修正することができる。当該方針および手続の修正、報酬プランの修正、およびこれらすべての変更は、本コンサルタントの同意をもって拘束力を有する本契約の一部となる。本コンサルタントが、当該変更または修正に同意しない場合には、アンビット・エナジーの裁量により、本契約を解約することができるものとする。

5. 特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）上の連鎖販売取引統括者について

   連鎖販売取引の統括者

   アンビット・エナジー・ジャパン合同会社

   職務執行者　スコット・エイ・ハドソン

   ジャパンカントリーマネージャー　ステファン・ワーグナー

   住所

   〒530-0017
   大阪府大阪市北区角田町8番47号
   阪急グランドビル20階

   コンサルタント サポート
   フリーダイヤル：0120-907-087
   受付時間：9:00～18:00（日・祝日・12/29～1/3除く）

6. 本契約締結日

   本契約の締結日は、アンビット・エナジーがオンライン登録手続の完了後に本コンサルタントに提供する契約締結確認ページ（印刷可能）に正式な契約締結日として記載される日とする。

7. 商品の種類および仕様ならびに商品の品質に関する重要な情報

アンビット・エナジーは、経済産業省により登録された小売電気事業者であり、本コンサルタントが紹介した顧客は、アンビット・エナジーとの間で電力小売供給約款を締結し、同契約に基づきアンビット・エナジーから電気の供給を受ける。

8. 商品の販売および役務提供のあっせんに関する条件または要件について

8.1 本コンサルタントがアンビット・エナジーのサービスに登録済みの顧客数として計上するためには、当該顧客が、アンビット・エナジーのウェブサイト上でのオンライン登録フォームへの入力を完了することが必要となるものとする。

8.2 本コンサルタントは、アンビット・エナジーのウェブサイト上でのオンライン登録フォームへの入力を完了した顧客が、アンビット・エナジーの電力小売供給約款の内容を確認し、十分に理解するよう合理的に努めなければならない。

9. 特定利益（報酬プラン）について

9.1 報酬プラン

アンビット・エナジーの報酬プランは、エンドユーザーに対するアンビット・エナジーのサービスの売上に基づいて決定される。アンビット・エナジーとの本契約の締結により、本コンサルタントは、本契約の付属書類1に定めるとおり、アンビット・エナジーの報酬プラン（以下「報酬プラン」という。）に従い、ボーナスおよびコミッションの支払いを受けることができる。新規独立コンサルタント候補に対して報酬プランの説明をする際には、本コンサルタントは、報酬の予想や保証をしてはならず、また、自身がアンビット・エナジーから受領している報酬額を開示（銀行明細書または納税記録の提示を含む。）してはならない。アンビット・エナジーから得られる収入について説明する際には、独立コンサルタントに支払われる金額は、独立コンサルタントの活動結果にのみ応じたものであることを明確に説明するものとする。

9.2 報酬を得るための条件

a. 独立コンサルタントとなるためには、本コンサルタントは10.1 a号に規定される、登録料を支払わなければならない。登録料の支払いは一度限りでよい。

b. 本コンサルタントが報酬を受ける方法は、自身顧客を獲得するか、自身のチームの他のコンサルタントが顧客を獲得する際の援助をする、という2つの方法のみである。新規の独立コンサルタントの登録を行っても、当該新規独立コンサルタントが新規顧客を獲得しない限り、本コンサルタントに対してコミッションやボーナスは発生しない。

c. 報酬を得るためには、本コンサルタントは、ステータスが「アクティブ」でなければならない。「アクティブ」ステータスであるためには、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。

1. 自身の契約書締結後12か月以内であること。
2. サービス切替え待ちの顧客およびサービス提供中の顧客を20名以上保持していること。
3. 過去120日間に新規独立コンサルタント1名以上のスポンサーとなるか、新規顧客1名以上の申込みを行うこと。

※ステータスが「アクティブ」でない場合に、コミッションの支払いは保留になる。保留中の週間コミッションは、3期間連続で要件を満たさない場合はすべて失効する。また、保留中の月間コミッションは、1期間要件を満たさない場合はすべて失効する。なお、新たに要件を満たすまでは、報酬の支払いを受けることはできないものとする。本契約において、「サービス切替え待ち」の顧客とは、申込申請がアンビット・エナジーにより受領され、まだ、従前の電力会社からアンビット・エナジーへの切替えがされていない顧客をいう。「サービス提供中」の顧客とは、実際にアンビット・エナジーから電力の供給を受けている顧客をいう。本コンサルタントが、120日間に新規の独立コンサルタントのスポンサーとなることがなく、もしくは新規顧客の申込みを行うこともなく、またはサービス切替え待ちの顧客およびサービス提供中の顧客を20名以上保持していない場合には、ステータスは「非アクティブ」となり、新規顧客の申込みを行う、または新規独立コンサルタントのスポンサーとなることでステータスがアクティブとなるまで、ボーナスおよびコミッションは発生しない。

9.3 報酬の支払い

a. 本コンサルタントに支払われるコミッションおよびボーナスは、報酬プランに従い算出される。金曜日の23時59分59秒までに発生したボーナスは、翌週の金曜日に支払われる。受動的収入は、毎月15日に、前月の最終日の23時59分59秒の時点で、サービス提供中であり、かつ支払いを滞納していない顧客分を対象に支払われる。天災事変または自然災害による緊急事態が発生したときは、コミッションおよびボーナスの支払いが後日になる場合がある。

b. 本コンサルタントは、独立コンサルタントとなるためにアンビット・エナジーのサービスを購入する必要はない。しかしながら、本コンサルタントがアンビット・エナジーからエネルギーサービスの提供を受けることを選択した場合には、支払期日に料金の支払いを行わなければならず、アンビット・エナジーに対する支払いを60日以上滞納した場合には、アンビット・エナジーは、その裁量により、本コンサルタントが支払うべき金額を本コンサルタントへ支払われるべき報酬の金額から控除することができ、また、本契約を解約することができるものとする。

c. アンビット・エナジーは、随時、その裁量により報酬プランの内容を変更できるものとする。

本コンサルタントは、かかる変更に同意する義務は負わないものとするが、同意しない場合には、アンビット・エナジーは本契約を解約できるものとする。

d. 報酬は、銀行振込によってのみ支払われるため、本コンサルタントは、銀行口座情報をアンビット・エナジーに提供しなければならない。また、パーソナル ウェブサイト使用料の支払いは、本コンサルタント名義のクレジットカードで行わなければならない。

10. 特定負担に関する事項

10.1 本コンサルタントは、以下の登録料等をアンビット・エナジーに支払わなければならない。

a. コンサルタント登録料：20,000円（税別）（更新料は不要）

登録料は、オンライン登録手続時に支払われなければならない。

b. パーソナル ウェブサイト使用料：月額2,500円（税別）

パーソナル ウェブサイト使用料は、毎月、本契約締結日またはその前後日に請求される。

c. お支払方法：クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、アメリカン・エキスプレス）

11. 本契約の終了

11.1 クーリングオフ期間中の解約

クーリングオフ期間

本コンサルタントは、契約書面を受領した日から20日間（以下「クーリングオフ期間」という。）は、理由の如何を問わず本契約を解除することができる。

本コンサルタントがクーリングオフ期間中に契約を解除することを希望する場合には、書面またはEメールによる通知（以下「クーリングオフ通知」という。）をアンビット・エナジーに送付しなければならない。本コンサルタントは、クーリングオフ通知に、氏名、住所、電話番号、コンサルタント番号および解除の理由を記載することに合意する。

クーリングオフ通知は、以下の住所宛に郵送またはEメールで送付されなければならない。

郵便宛先：〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階
アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
フィールド コンプライアンス
Eメール宛先：fieldcompliance@ambitenergy.co.jp

(1) クーリングオフ期間中の契約の解除を防ぐ、または妨害するために、クーリングオフ期間についてアンビット・エナジー、他のコンサルタント、または、本コンサルタントのスポンサーにより不実の説明がなされ、これにより本コンサルタントが、クーリングオフ期間中に契約を解除する権利について誤認していた場合、または (2) クーリングオフ期間中の契約の解除が威迫などにより不可能であった場合は、クーリングオフ期間は、契約書面を受領した日から起算して20日間となる。フィールド コンプライアンス部門がかかる要求を精査し、当該コンサルタントと共に公正に解決に向けて進める。

ただし、クーリングオフ期間に関する規定は、本コンサルタントが店舗や同等の施設でアンビット・エナジーの勧誘等含む事業を行っていない個人である場合にのみ適用される。

クーリングオフが適用された場合

クーリングオフ通知により本契約が解除された場合、本コンサルタントのコンサルタントとしての権利、利益はすべて消滅するものとする。

本コンサルタントがアンビット・エナジーに支払ったコンサルタント登録料および支払済みのパーソナル ウェブサイト使用料は、それまでに発生し本コンサルタントが受領した報酬の金額を控除して、本コンサルタントに返還される。なお、返還手続には約30日かかるものとする。

アンビット・エナジーは、11.1項に基づく解除に関連、または派生した問題に対し、一切の損害賠償を請求しない。

クーリングオフ期間の規定に基づく解除は、本コンサルタントがクーリングオフ通知をアンビット・エナジーに対し発行した時点で効力が生じるものとする。

11.2 クーリングオフ期間後の任意解約

本コンサルタントがクーリングオフ期間経過後に契約を解除することを希望する場合には、書面またはEメールによる通知（以下「解約通知」という。）をアンビット・エナジーに送付しなければならない。本コンサルタントは、解約通知に、氏名、住所、電話番号、コンサルタント番号および解除の理由を記載することに合意する。

解約通知は、以下の住所宛に郵送またはEメールで送付されなければならない。

郵便宛先：〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階
アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
フィールド コンプライアンス

Eメール宛先：
fieldcompliance@ambitenergy.co.jp

a. 本契約の解約

クーリングオフ期間経過後であっても、本コンサルタントは、いつでも本契約を解約することができ（以下「任意解約」という。）、任意解約は、将来に向かって効力が生じる。以下にその効力を記す。

i. 本コンサルタントのボーナスおよびコミッションは、本コンサルタントによるコンサルタントとしての新規顧客の獲得および顧

客獲得のためのダウンライン組織の構築活動に対するすべての対価である。

ii. 本コンサルタントが任意解約した場合、自身が運営していたダウンライン組織およびダウンライン組織を通じた売上に対するコミッションおよびボーナスに対する権利、権限、請求権または権益は、下記のivの場合を除き、消滅する。

iii. 本コンサルタントは、任意解約をした場合、独立コンサルタントとしてのすべての権利を失う。

iv. 本コンサルタントは、任意解約をした場合、解約前にアクティブ ステータスであった期間におけるコミッションおよびボーナスのみ支払いを受けることができる。

v. 本コンサルタントが11. 2項に基づく任意解約をした場合であっても、任意解約が契約締結後1年以内にされた場合には、アンビット・エナジーは、当該本コンサルタントに対して、以下の金額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求しない。(1) 本契約の締結及び履行のために通常要する費用 (2) 本契約に基づき引渡しがされた商品の販売価格に相当する額（11. 2. b.項に基づいて解約されたものを除く）(3) 提供された特定利益に相当する額

b. 商品購入を解約する本コンサルタントの権利

i. 本コンサルタントが本契約を解約する場合、アンビット・エナジーから購入したカタログ、販促資料のうち使用可能な状態のものについては、本コンサルタントによる費用負担で、受領後90日以内に返品することができる。

ii. 返金額は、購入価格の90%とする（税込）。さらに、本コンサルタントが負担した郵便料金、取扱手数料および引渡手数料は返還されない。アンビット・エナジーは本コンサルタントが11. 2. b. 項に基づいて商品購入を解約したことについて一切の損害賠償請求をしない。

11.3 解約に関するその他の関連事項

a. 本コンサルタントが本契約または方針および手続（その後の変更を含む。）のいずれかの条項に違反した場合、本契約の強制解約を含む、方針および手続の9.1項に記載のいずれかの制裁措置が実行される可能性がある。当該規定による解約は、アンビット・エナジーが郵便、ファックス、Eメールまたは宅配便により本コンサルタントの最新の住所（またはファックス番号、もしくはEメールアドレス）宛、もしくは本コンサルタントの代理人宛に送付した書面通知が送達された日付が有効となる。

b. 本コンサルタントが、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを受ける契約をしている場合には、請求された料金の支払いを期限どおりに行わなければならない。アンビット・エナジーに対する料金支払いを60日間以上滞納した場合には、アンビット・エナジーは、その裁量により、滞納金額を報酬から控除し、また、アンビット・エナジーとの取引を終了することができる。

c. アンビット・エナジーは、30日前の事前通知をすることで、理由を問わず、本コンサルタントとの間の本契約を解約（以下「強制解約」という。）することができる。強制解約となった場合、解約前のアクティブ ステータスであった期間におけるコミッションおよびボーナス（アンビット・エナジーによる強制解約に先立つ調査期間中に保留されていた金額は控除されるものとする。）のみ支払われる。

d. 本コンサルタントは、方針および手続の規定に基づき、罰金、報酬の没収の両方、またはいずれか一方を科されることがある。

12. 商標、商号、およびラベリング等に関する事項

12.1 パーソナル ウェブサイトへのリンク

本コンサルタントは、アンビット・エナジーが提供する本コンサルタントのパーソナル ウェブサイトのサブドメイン（例： <XXX>.joinambit.jp/) にハイパーテキスト リンクを作成する限定的かつ非独占的権利を付与される。ただし、当該リンクは、アンビット・エナジーもしくはその関連会社に関し、または、それらの商品もしくはサービスに関し、虚偽、誤解を招くような、侮辱的またはその他中傷的なものであってはならない。また、本コンサルタントは、当該サブドメインが、本コンサルタント自身を含む、アンビット・エナジー以外の者により運営をされているサイトの一部であるとの印象を与えてはならない。アンビット・エナジーは、当該リンクの利用権限をいつでも取り消す権利を有する。本コンサルタントは、アンビット・エナジーの書面による明示的な同意を得ることなく、アンビット・エナジーまたはその関連会社の商標、ロゴまたはアンビット・エナジーの専有情報（当該ウェブページに掲載されている画像、または当該ウェブページのレイアウト、デザイン、テキスト、および当該ページに含まれるフォームを含む。）を利用するために、フレームまたはフレーミング技術を使用してはならない。上記の場合を除き、本コンサルタントは、アンビット・エナジーおよびその関連会社（以下「アンビット グループ」と総称する。）または第三者の特許、商標、著作権または財産的権利を譲渡されるものではない。

12.2 バナー広告

アンビット グループは、随時、PowerZoneを通じて、バナー広告およびその他のオンライン

広告ツールを本コンサルタントに提供する。これらのツールは、本コンサルタントがアンビット・エナジーのサービスの宣伝およびアンビットでのビジネスの機会を増やす目的で提供されているため、PowerZone内で使用することができる。なお、アンビット グループのオンライン上での広告に関し、本コンサルタントは、こうしたツールを、わいせつやポルノ、またその他アンビット グループが同グループの評判を損なうものであると判断したウェブサイト上に掲載してはならず、また、そのようなウェブサイトもしくはURLにリンクさせてはならない。

12.3 ドメイン名

本コンサルタントは、アンビット グループの商号、商標、サービス名、サービスマーク、商品名、社名、またはアンビット・エナジーがその裁量により決定するものから派生した名称をインターネット ドメイン名として使用または登録をしてはならない。

12.4 商標等の使用

アンビット・エナジーは、コンサルタントを含めて、いかなる者に対しても、書面による事前の許可を与えた場合を除き、アンビット・エナジーの商号、商標、デザインまたは営業の象徴となるものの使用を許可していない。本コンサルタントは、アンビット・エナジーの書面による許可を得ることなく、販売または配布する目的で印刷物、トレーニングおよびマーケティング ビデオ、ウェブサイト、その他の販促ツールを作成してはならず、またこれらを販売または個人利用のために複製してはならない。

12.5 キーワード広告

本コンサルタントは、アンビット グループ、アンビット グループの競合他社の商標、またはアンビット・エナジーがわいせつ、ポルノもしくはその他アンビット・エナジーの評判または事業を損なうものであると判断したキーワードを用いたキーワード広告を行ってはならない。

13. 禁止事項

13.1 本コンサルタントは、新規独立コンサルタント候補に対して本契約の勧誘をするため、または本契約の解除を避けるため、故意に、以下の事実を秘すること、または当該事実について虚偽の説明をすることをしてはならない。なお、本コンサルタントがこれらの行為を他のコンサルタントのために行うことも同様に禁止される。

a. 商品の種類および品質について：一般家庭および小規模事業者に対する小売低圧電力サービスの提供

b. 特定負担について：登録料およびパーソナル ウェブサイト使用料

c. 契約の解約（クーリングオフを含む。）について

d. 特定利益（報酬プラン）について

e. その他、相手方の取引に関する判断に影響を及ぼす重要な事項について

13.2 本コンサルタントは、新規コンサルタント候補に対してアンビット・エナジーのビジネスの勧誘をする際は、その勧誘に先立って、以下の事項を説明しなければならない。

a. 本コンサルタントの氏名

b. 連鎖販売取引を行う者がアンビット・エナジーであること

c. 一般家庭および小規模事業者に対する小売低圧電力サービスが商品であること

d. 勧誘の目的が一定の金銭的な負担（特定負担）を伴う取引への参加であること

13.3 本コンサルタントは以下の要件を満たさなければならない。

a. 本コンサルタントは、勧誘時において、他の当事者の独立コンサルタント登録への意思の有無にかかわらず、スポンサーの情報欄を記入した最新の概要書面を交付し、その内容を十分に説明しなければならない。

b. また、勧誘した独立コンサルタント候補がアンビット・エナジーに登録した場合には、本コンサルタントは当該新規独立コンサルタントが方針および手続、ならびに報酬プランを記載している契約書面の内容を十分に理解するようにしなければならない（契約書面は、登録手続時にオンライン上での閲覧が可能）。なお、これらの書面は、登録手続の際に新規独立コンサルタントが提供した連絡先に、可及的速やかにEメールおよび郵送により当該新規独立コンサルタントに交付される。

13.4 本コンサルタントは、アンビット・エナジーのエネルギー サービスおよびアンビット・エナジーが提供するビジネスの機会の説明の際に、アンビット・エナジーが書面により承認した販売ツールおよびサポート資料のみを使用しなければならない。すなわち、あらかじめアンビット・エナジーに書面を提出し、個別の書面による使用許可を得た場合を除き、本コンサルタントは、自身で作成したパンフレット類、広告、販売ツール、販促資料またはウェブサイトを利用しての勧誘およびアンビット・エナジーのサービスやアンビット・エナジーの事業について宣伝を行ってはならない。

13.5 本コンサルタントは、コンサルタント契約及び小売供給契約の勧誘をするため、またはコンサルタント契約及び小売供給契約の解除を防ぐために、相手方を威迫して困惑させてはならない。

13.6 本コンサルタントは、本契約の勧誘が目的であることを秘して、新規独立コンサルタント候補に営業所、代理店その他経済産業省令で定められた場所以外の場所で声をかけ、または電話、郵便、ファックス等で呼び出し、当該新規コンサルタント候補をホテルの部屋や会議室等

一般に立ち入ることができない場所において勧誘をしてはならない。

13.7 本コンサルタントは、未成年者、学生、公務員および制限行為能力者に勧誘をしてはならない。

13.8 本コンサルタントは、アンビット・エナジーの商品またはサービスを購入しないとの意思表示をした者、および独立コンサルタントにならないとの意思表示をした者に対し、適切な期間を置かずに、繰り返し勧誘をしてはならない。

13.9 相手方の事前の承認を得ず、Eメールを通じた宣伝をしてはならない。

13.10 すべての勧誘は、アンビット・エナジーの方針および手続に従い、特商法の関連規制を遵守して行わなければならない。

14. 特定負担以外の義務

14.1 本コンサルタントが、他の独立コンサルタントのスポンサーとなる場合には、自身のダウンライン組織がアンビット・エナジーでの適切なビジネス運営を確保するため、十分な支援および研修活動をしなければならない。本コンサタントは、そのダウンライン組織と常に連絡およびコミュニケーションを取らなければならない。かかる連絡およびコミュニケーションの例には、文書による連絡、面談、電話（留守電を含む。）、Eメールによるコミュニケーション、およびアンビット・エナジーの会議や研修会、およびダウンラインの独立コンサルタントによるその他のイベントへの同行が含まれるが、これらに限定されない。また、本コンサルタントは、アンビット・エナジーの登録手続、特商法上の要件、商品に関する知識、効果的な販売技術、報酬プラン、ならびに方針および手続を遵守することについて、新規独立コンサルタントの研修を行う責任も負う。

14.2 日本でビジネスを開始するためには、本コンサルタントは、はじめに資格認定手続を完了しなければならない。資格認定手続には、ビジネスに関するビデオの視聴およびビデオの内容に関するテストの実施が含まれる。資格認定手続は、本コンサルタントのPowerZoneアカウントから行うことができる。

14.3 本コンサルタントは、ダウンライン組織の独立コンサルタントが、商品もしくは事業に関し不適切な要求をすることがないよう、また違法もしくは不適切な行為をすることがないよう、自身のダウンライン組織における独立コンサルタントを監督しなければならない。アンビット・エナジーから要求された場合には、本コンサルタントは、スポンサーとしての責任を履行していることを示す書面による証拠をアンビット・エナジーに提出しなければならない。

14.4 本コンサルタントは、アンビット グループの企業秘密の全部もしくは一部を第三者に漏洩してはならない。また、本コンサルタントは、単独または他者と共同であるかにかかわらず、当該企業秘密をアンビット・エナジー以外での事業上または商業上の目的で使用してはならない。本契約における「企業秘密」には、以下の事項、すなわち、他の独立コンサルタントの氏名および住所、これに関するすべてのリスト、現在および予定されているアンビット グループの商品・サービスおよび価格、アンビット グループの現在および将来の組織、報酬および販売に関するプログラム、アンビット グループの財務情報ならびにその役員、取締役、従業員および株主に関するデータ、が含まれるが、これらに限定されない。

14.5 本コンサルタントは、自身の本契約に違反する行為または行動に起因する一切の請求、損害および費用（弁護士費用を含む。）につき、アンビット グループ、その株主、取締役、役員および従業員を補償し、かつ免責するものとする。

14.6 本契約における「スラミング」とは、顧客の明確な同意を得ないまま、従前のエネルギー会社からアンビット・エナジーへと電力供給契約の主体を変更する行為をいう。スラミングは、本契約および方針および手続の規定においてアンビット・エナジーより禁止されており、かかるスラミング禁止に違反した場合、アンビット・エナジーは即時に本コンサルタントとの契約を解除することができ、すべての報酬およびその他の支払予定額は没収される。本コンサルタントがスラミングを行ったと判断された場合、ただちに本契約は解約され、本コンサルタントは、これに起因するあらゆる責任につき、アンビット・エナジーを補償し、かつ免責するものとする。

14.7 本コンサルタントは、本契約期間中、方法の如何にかかわらずアンビット・エナジーにより書面にて明示的に指定または承認されていない個人や団体を通して、アンビット・エナジーが提供するエネルギー サービスやその他の商品もしくはサービスを個人または事業体に販売または勧誘してはならない。さらに、本コンサルタントは、アンビット・エナジーとの契約期間中、および契約期間終了後1年間は、アンビット・エナジーの顧客（当該顧客には、本コンサルタント自身が獲得または紹介した者、そうでない者も含む。）を方法の如何にかかわらず、別の事業者への誘導や誘致、訪問し、販売または勧誘してはならない（当該活動を、以下「不当勧誘」という）。本コンサルタントは、かかる不当勧誘の禁止を遵守しなければならない。本コンサルタントはさらに、本契約期間中および契約期間終了後1年間、本コンサルタントが事前に関係を有していた顧客または独立コンサルタントを勧誘する目的で、他の会社を代表してはならない。本同意事項の違反にした場合、本コンサルタントの本契約に関する権利（現在および将来のすべての報酬、ボーナスおよび一切の

支払額を含む。）はすべて喪失するものとする。詳細な条件については、方針および手続の4.11項「利益相反／活動の制限」を参照のこと。

14.8 アンビット・エナジーの独立コンサルタントとして、本コンサルタントは、追加の対価または報酬なしに、アンビット・エナジーが、商品およびサービス、またはアンビット・エナジーのビジネスの機会に関連して作成・使用されるマーケティングもしくは販促用資料において本コンサルタント自身の氏名の全部または一部、声、画像、肖像、パーソナリティのすべての属性の全部または一部を使用することに同意し、かつ、これらは本契約の目的に即した「著作物」と見なされることに同意する。本コンサルタントは、当該著作物につき、自身が保有しうる著作権に関する一切の権利、ならびに、全世界においていかなる目的であっても、現在既知または未知にかかわらず、あらゆる媒体または形式で、当該著作物を使用、印刷、制作、公開、コピー、表示、公演、展示、転送、放送、頒布、マーケティング、広告、販売、貸与、ライセンス供与、譲渡、修正、および派生的著作物の作成を行う永続的な独占的権利を、アンビット・エナジーに対し取消不能な形で譲渡するものとする。また、本コンサルタントは、当該著作物を調査、承認する権利を放棄するものとする。本コンサルタントは、本契約により、既知または未知にかかわらず、同契約または当該著作物に基づくアンビット・エナジーおよびその法的代表者、譲受人、アンビット・エナジーの授権により行動する者、それらに代わり行動する者に限らず、関係のある者すべてについて、名誉毀損、中傷、プライバシーの侵害、肖像権の侵害、侮辱、商標権の侵害、および著作権の侵害にかかる請求、またそこから生じるあらゆる種類の請求、訴因、および責任のすべてについて補償し、かつ免責するものとする。この合意事項は、本コンサルタントの相続人および後継者、代表者、譲受人を拘束するものとする。

15. 契約譲渡

本契約は、譲渡することができない。本契約に基づく権利は、本コンサルタント自身にのみ付与されており、方針および手続に規定された場合にのみ譲渡することができる。本コンサルタントは、アンビット・エナジーの書面による事前の同意を得ることなく、本コンサルタントの代理人または代行者を選任してはならない。本コンサルタントの代理人または代行者は、独立コンサルタントではない家族でなければならない。

16. 抗弁の接続について

割賦販売法により抗弁権の接続が認められており、本コンサルタントはアンビット・エナジーに対して生じている事由を根拠に、ローン提供業者、包括信用購入あっせん業者および個別信用購入あっせん業者に抗弁を対抗することができる。

17. 準拠法および紛争解決

本契約は、抵触法の原則によることなく、日本法に準拠する。両当事者は、複数の独立コンサルタントとアンビット グループ間、または複数の独立コンサルタント間とアンビット グループ間の請求、紛争またはその他の意見の相違が生じた場合は、方針および手続9.2.1号および同9.2.2号に従い、大阪府大阪市における調停または仲裁によってのみ解決するものとする。

18. 完全合意

本契約は、方針および手続、ならびに報酬プランは、本契約両当事者間のすべての合意事項を構成するものであり、他のいかなる追加の誓約、表明、保証または合意事項は、アンビット・エナジーの権限のある役員が署名した書面によらない限り、有効とはならない。本コンサルタントは、これらの書類内容が互いに矛盾または齟齬が生じた場合には、本契約がその他の書類に優先するものであることを理解する。

19. 手数料

アンビット・エナジーは本コンサルタントが受領する各支払いについて、その裁量により、手数料を請求する権利を留保する。

20. 見込みと表明

本コンサルタントは、本契約締結の際にアンビット・エナジーまたはその他の者から、アンビット・エナジーでのビジネスにより、収入または利益が生じる可能性もしくは見込みがあり、新規市場およびサービスが将来利用可能になる旨、または将来発生する可能性のある金銭上の損失をアンビット・エナジーが弁済する旨、について表明または声明を受けていないことを表明し、かつ確言する。さらに、本コンサルタントは、直接的にも間接的にも、誰でも一定の金額を獲得することができる、もしくは獲得することが確実である旨を表明してはならず、また、他の独立コンサルタントのスポンサーとなることもしくはこれを維持することが容易である旨または実質的にすべての独立コンサルタントが成功する旨を表明してはならない。

21. アンビット・エナジーへの通知送付先

アンビット・エナジーへの通知の送付先は以下のとおりである。

〒530-0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル　20階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
フィールド コンプライアンス

22. 個人情報保護

22.1 本コンサルタントは、新規顧客候補および新規独立コンサルタント候補の勧誘をする際には、その勧誘に先立って、相手方に対して、自身がアンビット・エナジーの独立コンサルタントであり、その勧誘のために、相手方の個人情報（氏名、電話番号、Ｅメールアドレスなど、そ

れを利用することで個人の識別が可能な情報をいう。）を利用し、アンビット・エナジーのエネルギー サービスへの勧誘（新規顧客候補の場合）または独立コンサルタントとして参加することの勧誘（新規独立コンサルタント候補の場合）をすることを明示しなければならない。

22.2 本コンサルタントは、アンビット・エナジー契約の新規顧客候補または新規独立コンサルタント候補に関する個人情報を、本人の同意なくアンビット・エナジーに提供してはならない。

22.3 本コンサルタントは、新規顧客候補または新規独立コンサルタント候補に関する個人情報を厳重に管理し、第三者に流出しないよう十分に注意しなければならない。

AMBITENERGY JAPAN, GK

付属書類1 – 報酬プラン

報酬プラン　|　3つの方法

ボーナスおよびコミッションに関する重要事項

報酬プランに基づき、アンビット・エナジーからコンサルタントに支払われるボーナスおよびコミッションには、すべて消費税が含まれています。

❶ 即時収入

ジャンプ スタート ボーナスとチーム ビルダー ボーナスは、ビジネス開始後すぐに得られる可能性がある収入です。これらのボーナスは、コンサルタントがアンビット・エナジーの新規顧客の申込みをした場合、または自身がスポンサーする新規コンサルタントが新規顧客の申込みを行う援助をした場合に支払われます。

ジャンプ スタートボーナス

種類	ボーナス	必要となる顧客数	期間※1
ジャンプ スタート1	¥5,000	3	4週間
ジャンプ スタート2	¥5,000	8	8週間
ジャンプ スタート3	¥2,500	15	8週間
ジャンプ スタート4	¥2,500	20	12週間
ジャンプ スタート5	¥2,500	25	12週間
ジャンプ スタート6	¥2,500	30	12週間
合計	**¥20,000**		

チーム ビルダー ボーナス

種類	ボーナス※2	必要となる顧客数	期間※1
チーム ビルダー	¥5,000	3	4週間

※1　期間の開始日は登録日の翌日になります。

※2　自身がスポンサーする新規コンサルタントが顧客を集めてジャンプ スタート1 ボーナスを獲得すると、チーム ビルダー ボーナスを取得できます。

❷ リーダーシップ レベル

コンサルタントは、自身のアンビット ビジネスを構築していく中で、販売網組織においてより高いリーダーシップ レベルへと昇格する（およびより多くのボーナスを獲得する）ことが可能となります。コンサルタントの昇格対象となる各リーダーシップ レベルおよび各レベルの昇格要件は以下のとおりです。

リージョナル コンサルタント (RC)

1. 自身、サービス切替え待ち、もしくはサービス提供中の顧客合計5名分の申込みを行う。
2. 自身、条件達成済みの2名のコンサルタント※3 または2名のコンサルタントのスポンサーとなる。
3. 条件達成済みのコンサルタント※3 6名からなる最初のチームを構築する。またはコンサルタント6名とサービス切替え待ち、もしくはサービス提供中の顧客合計18名からなる最初のチームを構築する。

シニア コンサルタント (SC)

1. 自身、サービス切替え待ち、もしくはサービス提供中の顧客合計10名分の申込みを行う。
2. RCとして、自身、条件達成済みの2名のコンサルタント※3 または2名のコンサルタントのスポンサーとなる。
3. 条件達成済みのコンサルタント※3 18名からなる最初のチームを構築する。またはコンサルタント18名とサービス切替え待ち、もしくはサービス提供中の顧客合計54名からなるリージョナル コンサルタント チームを構築する。

エグゼクティブ コンサルタント (EC)

1. 自身、サービス切替え待ち、もしくはサービス提供中の顧客、合計15名分の申込みを行う。
2. SCとして、自身のシニア コンサルタント チーム内に5名のSCを生み出す。

ナショナル コンサルタント (NC)

1. 自身、サービス切替え待ち、もしくはサービス提供中の顧客、合計20名分の申込みを行う。
2. ECとして、自身のエグゼクティブ コンサルタント チーム内に5名のECを生み出す。

※3　条件達成済みのコンサルタント=ジャンプ スタート１のボーナスを獲得するための顧客ポイント条件を満たしたコンサルタント

コンサルタント リーダーシップ ボーナス (CLB)

リーダーシップ レベル	レベル別ボーナス※4	必要となる合計顧客数
リージョナル コンサルタント	¥2,500	5
シニア コンサルタント	¥4,000	10
エグゼクティブ コンサルタント	¥4,000	15
ナショナル コンサルタント	¥1,500	20
合計	**¥12,000**	

※4　本ボーナスは、毎週、コンサルタントがリーダーシップをとる各チームの中で新規コンサルタントが顧客の申込みを行い、ジャンプ スタート1のボーナスを取得した場合にコンサルタントに対して支払われます。

資格要件：コンサルタントが、毎週金曜日23時59分59秒の権利確定時にサービス切替え待ち、サービス提供中の最低顧客数を満たさない場合には、CLBは猶予期間に移行されることになります。

猶予期間：権利確定時に、CLB受領資格要件を満たさない場合には、CLBの支払いは3権利確定期間は保留されます。この期間内に必要な顧客数の要件を満たせば、コンサルタントはCLBの支払いを受けることができます。3期間連続で上記要件を満たさない場合には、保留中のCLBはすべて失効し、新たに上記要件を満たすまでは、コンサルタントはCLBの支払いを受けることはできません。

❸ 受動的収入

顧客受動的ボーナス (CRB)

顧客受動的ボーナス (CRB) は、自身がリーダーシップをとるチームに所属する顧客（コードアウト後にダウンラインが申込んだ顧客を除く）※5 のうち、支払いを滞納しておらず、バンド1の顧客となるための最低電力使用量※5 要件を満たしているサービス提供中の顧客数に応じて毎月支払われます。

リーダーシップ レベル	レベル別ボーナス	必要となる顧客数
リージョナル コンサルタント	¥25	5
シニア コンサルタント	¥25	10
エグゼクティブ コンサルタント	¥25	15
ナショナル コンサルタント	¥25	20
合計	**¥100**	

顧客受動的収入 (CRI)

顧客受動的収入 (CRI) コミッションは、自身が起点となったチームに所属する顧客（コードアウト後にダウンラインが申込んだ顧客を含む）※5 のうち、支払いを滞納しておらず、バンド1の顧客となるための最低電力使用量※6 要件を満たしているサービス提供中の顧客数に応じて毎月支払われます。

	バンド 1	バンド 2	バンド 3	必要となる顧客数
kWh/月※7 / レベル	200-1,000	1,001-2,500	2,501 +	
0	¥5	¥10	¥20	5
1	¥5	¥10	¥20	5
2	¥10	¥20	¥40	5
3	¥10	¥20	¥40	5
4	¥20	¥40	¥60	10
5	¥30	¥60	¥80	15
6	¥50	¥100	¥150	20
7	¥100	¥200	¥300	20

※5　リーダーシップ コーディング
アンビット・エナジーに登録するコンサルタント全員に、それぞれ固定のアップライン コンサルタントが割り当てられます。新規コンサルタントには、RC、SC、EC、NCの各アップラインが配置されます。このアンビット・エナジーのコミッション制度を用いて、新規コンサルタントの活動をもとに、ボーナスを受領するコンサルタントが決定されます。より高いリーダーシップ レベルへ昇格すると、そこで新しい組織を構築し、組織内のダウンラインのリーダーとなります。コンサルタントは昇格するごとに、新しい組織を構築しなければなりません。

例1：RCが新規コンサルタントをスポンサーすると、その新規コンサルタントのアップライン コードにそのRCがスポンサー コンサルタントおよびRCとして登録されます。その新規コンサルタントのアップライン コードにRC、SC、EC、NCとして登録された各コンサルタントは、永続的にそのリーダーシップ レベルに留まります。

例2：NCが新規コンサルタントをスポンサーすると、その新規コンサルタントのRC、SC、EC、NCのアップライン コードすべてにそのNCが登録されます。

※6　一般家庭、小規模事業者
※7　各顧客の毎月の電力使用量

資格要件：コンサルタントは、毎月末日の23時59分59秒の権利確定時に自身のリーダーシップポジションに応じた、サービス切替え待ち、またはサービス提供中の最低顧客数要件を満たしている必要があります。これを満たさない場合には、CRBおよびCRIコミッションは猶予期間に移行されます。

猶予期間：権利確定時にCRBおよびCRIコミッションの支払いを受ける資格要件を満たさない場合には、CRBおよびCRIコミッションの支払いは続く1権利確定期間は保留されます。この期間内に必要な顧客数の要件を満たせば、コンサルタントはCRBおよびCRIコミッションの支払いを受けることができます。この期間に上記要件を満たさない場合には、保留中のCRBおよびCRIコミッションはすべて失効し、新たに上記要件を満たすまでは、CRBおよびCRI報酬の支払いを受けることはできません。

AMBITENERGY JAPAN, GK

付属書類2 – 方針および手続

第1条：倫理規範

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社（以下「アンビット」、「アンビット・エナジー」または「当社」といいます。）は、共同創業者であるジェリー トンプソン ジュニアおよびクリス チャンブレスが定めた基本原則に従い活動します。この原則は、あらゆる行動において誠実さ、卓越性、約束遵守（コミットメント）、そして熱意を持つことに重点を置くものであり、この原則のもと、今日の優れた企業文化が確立されました。当社は、アンビット・エナジーに参画するすべての独立コンサルタント（以下「コンサルタント」といいます。）が、そのことに対して誇りを持ち、エネルギー市場におけるアンビット・エナジーの代表として、当社の価値を共有し行動してくれることを期待します。

よって、当社はコンサルタントに対し、この方針および手続の一部でありその基礎をなす以下の倫理規範の範囲内で、業務を行うことを要求します。

1.1：誠実さおよび責任：コンサルタントは、業務上の行為について最高水準を維持し、自身の顧客やチーム メンバー、アンビットの他のチーム メンバーおよびアンビットの従業員に対して、自身が受けたいと思う態度で接しなければなりません。

1.2：欺瞞的または違法な行動：コンサルタントはアンビット・エナジーの行動価値を遵守し、コンサルタント自身やアンビット・エナジーの評判に損害を与えまたは悪影響を及ぼすような欺瞞的、違法、または非倫理的な行動に従事しません。コンサルタントは本方針および手続とその遵守を支持および提唱し、その精神および趣旨を尊重します。

1.3：アンビット ビジネスの機会を正確に説明すること：コンサルタントは、アンビット・エナジーの報酬プランおよびエネルギー サービスにつき習熟し、顧客およびコンサルタント候補に対し、誇張や虚偽のない明確かつ事実に即した表現で、これらの説明を行うものとします。

1.4：ダウンラインに対するサポート：コンサルタントは、自身のチームに参加するすべてのコンサルタントのトレーニングや動機付け、サポート、および士気の向上に関して責任を負うことを認識し、当該責任を鋭意果たすものとします。コンサルタントは自身の業務を他の優良企業の業務と同様に扱うものとし、顧客や同僚のコンサルタント、当社の社員に対するコミットメントを果たさなければなりません。

1.5：法令の遵守：コンサルタントは、独立したコンサルタントとしての自身の業務に適用される国および地方自治体の法令を遵守しなければなりません。コンサルタントは、随時改正される法令および業界のルール、アンビット・エナジーの方針および手続を自身の責任において遵守することに同意します。

1.6：倫理規範の遵守：コンサルタントは本条（倫理規範）を遵守し、いかなる方法においても、他の当事者が倫理規範に違反するよう説得、もしくは働きかけ、または強要してはなりません。そうした行為は本倫理規範の違反、よってアンビット・エナジーの方針および手続に対する違反とみなされます。

第2条：はじめに

2.1：独立コンサルタント契約の一部となる方針および手続、ならびに報酬プラン：この方針および手続（現行のものおよびアンビット・エナジーの単独の裁量において修正されるものを含みます。）は、アンビット・エナジーの独立コンサルタント契約（以下「コンサルタント契約」といいます。）に記載しており、その重要な一部となります。この方針および手続において「本合意」という用語が使用される場合、その用語は、アンビット・エナジーのコンサルタント契約、方針および手続、およびアンビット・エナジーの報酬プランの全体を指します。これらの文書はアンビット・エナジーのコンサルタント契約（現行のものおよびアンビットにより後日変更されたものを含みます。）および、その付属書類として一体となっています。コンサルタントはその責任において、これら方針および手続の最新版を読了して理解し、それを遵守し、また自身が確実に最新版の内容につき了解しそれに従って業務を行う必要があります。また、新規コンサルタントの登録を行う際やスポンサーとなる際には、コンサルタントはその責任において、コンサルタント候補に対しアンビット・エナジーの概要書面、方針および手続、およびアンビット・エナジーの報酬プラン（これらの最新版を含みます。）を、コンサルタント契約の締結前および特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）に定められた義務をコンサルタントが遂行する前に提供するようにしなければなりません。

2.2：本方針の目的：アンビット・エナジーはコンサルタントを通じエネルギー供給サービスのマーケティングを行うダイレクト セリング会社です。アンビット・エナジーの成功は、当社のビジネス オポチュニティとエネルギー サービスのマーケティングを行う者の誠実さにかかっているということを理解することが重要です。コンサルタントとアンビット・エナジーとの関係を明確に定義し、許容される業務行動に関する基準を明示的に定めるため、アンビット・エナジーは本合意を策定しています。

コンサルタントによってはこうした行動基準の多くについてまだ精通していない場合もあるため、本合意をよく読みそれに従うことが非常に重要です。本書の記載内容を十分に読み理解してください。本書には、独立事業者としてのコンサルタントと当社との関係が説明されており、本書は当該関係を規律するものです。各方針やルールに関して質問がある場合、遠慮なくアンビット・エナジーのコンサルタント サポートにご連絡ください。コンサルタント サポートの連絡先は概要書面およびコンサルタント契約に記載されています。

2.3：本合意の変更：国および地方自治体の法令ならびにビジネス環境は周期的に変更され、また変化するため、アンビット・エナジーは特定負担として指定されている費用等を含む本合意を自身の単独かつ絶対的な裁量で修正する権利を留保しています。コンサルタント契約を締結することで、コンサルタントは、アンビット・エナジーが該当法令により認められた範囲で行うすべての修正または変更に従うことに同意します。下記の9.2.2号に関する修正または廃止を除き、アンビット・エナジーによる変更または修正に対し、コンサルタントが合意することにより当該修正が発効するものとします。修正の通知は、アンビット・エナジーの公式資料で公表され、コンサルタントの合意を経て拘束力を有するコンサルタント契約の一部となります。コンサルタントが変更や修正に同意しない場合には、コンサルタント契約はアンビット・エナジーの単独の裁量により解除できるものとします。

上述のとおり、アンビット・エナジーは9.2.2号をその変更または修正に対するコンサルタントの同意を得たうえで修正または廃止することができます。ただし、アンビット・エナジーが修正日の時点ですでに通知を受けている紛争には当該修正は適用されないものとし、9.2.2号の廃止は、廃止にかかる適切な通知がコンサルタントに対しなされてから10日を経過するまで、または廃止日以前に生じた紛争に関しては効力を有しないものとします。当社は、すべてのコンサルタントに対し、(1) 当社の公式ウェブサイトへの掲示、 (2) 電子メール（Eメール）、(3) 当社の定期刊行物への同梱、(4) 特別郵送、(5) アンビット・エナジーが提供するコンサルタント向けのビジネス サポート ツール (PowerZone) への掲示、のいずれか1つ以上の方法において、修正された条項の完全な写しを提供または利用できるようにするものとします。

2.4：遅延：アンビット・エナジーは、自身が合理的にコント

ロールできない事情により、その義務の履行が業務上不可能となった場合には、自身の義務履行の遅延または不履行につき責任を負わないものとします。かかる事情には、ストライキ、労働争議、暴動、戦争、火災、死亡、当事者のサプライラインの削減、または政府の法令もしくは命令が含まれますがそれらに限定されません。

2.5：方針および手続の可分性：本合意（その現行版および修正版を含みます。）の条項が何らかの理由で無効または履行不可能であることが判明した場合、当該条項の無効な部分のみが本合意より分離され、残りの条項は引き続き完全に有効であるものとします。分離された条項またはその一部は、可能な限り条項の目的を反映するよう改定されるものとします。

2.6：権利放棄：当社は、本合意および業務に適用される法令の遵守を求める権利を決して放棄しません。アンビット・エナジーが本合意における権利または権限を行使しない、または本合意における義務または条項の厳格な遵守をコンサルタントに求めない場合で、本合意の条項に抵触する両当事者の慣習や慣行がない場合でも、本合意の厳格な遵守を要求するアンビット・エナジーの権利が放棄されたことにはならないものとします。アンビット・エナジーによる権利放棄は、当社の権限のある役員による書面でのみ有効になります。コンサルタントによる特定の違反についてアンビット・エナジーによる権利放棄があったとしても、以降の違反に関してアンビット・エナジーが有する権利に影響を与えず、また権利を損なうものではなく、またその他のコンサルタントの権利または義務にいかなる影響も与えないものとします。また、アンビット・エナジーにおいて違反から生じる権利の行使が遅延し、または行使をしない場合、その遅延や権利不行使は当該違反または以後の違反に関するアンビット・エナジーの権利に影響を与えず、また当該権利を損なうものではありません。コンサルタントがアンビット・エナジーに対し請求または請求原因となる事実を有していることは、本合意の規定または条項の履行をアンビット・エナジーが請求することに対する抗弁にはならないものとします。

2.7：著作権：アンビット・エナジーのコンサルタントは、追加の対価または報酬なしに、アンビット・エナジーの商品およびサービスまたはアンビット・エナジーのコンサルタントのビジネス オポチュニティに関連して作成・使用されるマーケティングもしくは販促用資料において、自身の氏名および声、画像、肖像、パーソナリティのすべての属性（それらの全部または一部）が使用されること、およびそうしたマーケティングまたは販促用資料のそれぞれは本合意の目的において「著作物」と見なされることに同意するものとします。コンサルタントは、当該著作物に対し自身が有し得る著作権に関する一切の請求権、ならびに、当該著作物につき、いかなる目的であれ、現在既知または未知のあらゆる媒体または形式で、当該著作物を使用、印刷、制作、公開、複写、表示、公演、展示、転送、放送、頒布、マーケティング、広告、販売、貸与、ライセンス供与、譲渡、修正、および派生的著作物の作成を行う、全世界における永続的な独占的権利を、アンビット・エナジーに対し取消し不能な形で譲渡するものとします。コンサルタントは、当該著作物を確認または承認する権利を放棄します。コンサルタントは、アンビット・エナジー、その法的代表者および譲受人、アンビット・エナジーに授権されて行動する者、アンビット・エナジーが他者に代わり行動する場合の当該他者を、名誉毀損、中傷、プライバシーの侵害、肖像権の侵害、侮辱、商標権の侵害、および著作権の侵害にかかる請求を含むがそれに限定されないところの、この合意または当該著作物に基づく、またはそれから生じる、現在既知または未知の、法令上のあらゆる種類のすべての請求、訴因、および責任について補償し、かつ、免責するものとします。この合意は、コンサルタントの相続人および承継人、代表者、譲受人を拘束するものとします。

2.8：雑誌データおよび著作物における権利：SUCCESS FROM HOME JAPAN誌の作成、開発および刊行に関連して、アンビット・エナジーが使用、開発あるいは費用を負担する、またはアンビット・エナジーの利益となるところの、あらゆる資料、および当該資料に関連するすべての文書、当該の資料および文書が保存される媒体（テープおよびディスク、その他のステージメディアを含みます。）、その他の関連資料の権利、権原および利益はすべてアンビット・エナジーに帰属します。コンサルタントが所有しまたは権利を有するSUCCESS FROM HOME JAPAN誌にかかる完全かつ独占的な権利および所有権、およびSUCCESS FROM HOME JAPAN誌に関するすべての関連する商標権および著作権、ならびにSUCCESS FROM HOME JAPAN誌に関するその他の財産権は、本合意の締結日においてアンビット・エナジーに帰属し譲渡されるものとします。
アンビット・エナジーの事業のマーケティングのために認められた場合を除き、コンサルタントは、SUCCESS FROM HOME JAPAN誌を構成するデータおよび著作物にかかる権利または所有権、権原、またはSUCCESS FROM HOME JAPAN誌について直接関連する商標権または著作権、その他の財産権にかかる権利または所有権、権原を保持しないものとします。各当事者は、アンビット・エナジーが希望するところのすべての使用目的において、すべてのSUCCESS FROM HOME JAPAN誌を構成するデータおよび著作物ならびにそれにかかるすべての権利は、アンビット・エナジーに対し全体として譲渡されており、また本条項によりアンビット・エナジーがライセンスまたはフランチャイズ権を与えたとみなされないことに同意します。

第3条：コンサルタントとなるには

3.1：コンサルタントになる要件：アンビット・エナジーのコンサルタントになるには、次の要件を満たす必要があります。

3.1.1：年齢が20歳に達していること。

3.1.2：米国、米国の海外領土または日本に居住している日本国籍の者であること。（外国籍の場合には、日本で紹介販売事業を営むことができることを示す書類を保有していること。同書類とは、在留カードおよび特別永住者証明書等をいう。）

3.1.3：アンビット・エナジーとの間のコンサルタント契約を締結済みであること。

3.1.4：コンサルタントのビジネス サポート ツールであるPowerZoneアカウントにおいて、必要な資格認定手続を完了すること。（これには、資格認定ビデオを視聴し、ビデオで説明された内容に関するテストに合格することが含まれる。）

3.2：サービスの申込みは不要：コンサルタントになるためにアンビット・エナジーのサービスを申し込む必要はありません。

3.3：他の者による登録にかかる初期費用およびパーソナル ウェブサイト使用料の支払い：アンビット・エナジーは、登録手続においてその氏名を記入した者以外による、初期費用またはパーソナル ウェブサイト使用料の支払いを厳禁します。コンサルタントは、コンサルタント候補に対し、初期費用またはパーソナル ウェブサイト使用料の支払いのために金銭を貸与または立替えしてはならず、またはいかなる払い戻しに関する約束もしてはなりません。

3.4：コンサルタントの利益：コンサルタント契約がアンビット・エナジーにより受理されると、当該新規コンサルタントは報酬プランおよびコンサルタント契約における便益を享受することができるようになります。この便益には、以下が含まれます。

3.4.1：アンビット・エナジーのエネルギー サービスを販売する（媒介を行う）権利

3.4.2：アンビット・エナジーの報酬プランに参加する（対象となる場合にボーナスとコミッションを受け取る）権利

3.4.3：アンビット ビジネスに参加する他のコンサルタントをスポンサーし、それによりマーケティング組織を構築し、アンビット・エナジーの報酬プランにおいて自身を昇格させる権利

3.4.4：アンビット・エナジーの定期刊行物およびその他のアンビット・エナジーからの連絡を受領する権利

3.4.5：アンビット・エナジーが主催するサポートやサービ

ス、研修、士気向上や表彰のためのイベントに、適切な料金（該当する場合）を支払って参加する権利

3.4.6：アンビット・エナジーがコンサルタント向けに主催する販促およびインセンティブの付与を目的としたコンテストやプログラムに参加する権利

3.5：コンサルタントのアンビット・エナジー ビジネスの期間および更新：コンサルタント契約は、(a) コンサルタントが自身のコンサルタント契約を任意に解約した場合、(b) 強制的にコンサルタント契約が解約された場合、または (c) 非アクティブであるためにコンサルタント契約が解約された場合を除き、継続して効力を有します。

3.6：処理手数料：アンビット・エナジーは、当社により処理される支払いに対する手数料をその単独の裁量において請求する権利を留保します。

3.7：反社会的勢力の排除：コンサルタントは、以下のいずれかに該当する者でなかったこと、および将来にわたってもこれらに該当しないことを表明し、これを保証するものとします。

(1) 反社会的勢力の者

(2) 反社会的勢力が運営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者

(4) 反社会的勢力への資金提供または同様の行為を通じて、反社会的勢力の維持運営に協力し、これに関与する者

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある者

当社は、コンサルタントが前項の表明および保証に違反した場合、何らの通知を要することなく本契約を解除し、かかる解除に起因または関連して発生する損害を請求する権利を有するものとします。この場合、コンサルタントは、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、ただちにかかる債務を弁済または履行しなければなりません。

第4条：アンビット・エナジー ビジネスの遂行

4.1：アンビット・エナジーの報酬プランの遵守：コンサルタントは、アンビット・エナジーの報酬プランの条項に従わなければならず、コンサルタント候補やダウンラインのコンサルタントに対し報酬プランに記載されたもの以外の追加の報酬を提供してはなりません。コンサルタントは、アンビット・エナジー以外の会社またはコンサルタントにより所有されまたはライセンスが与えられているマーケティングまたはダイレクト セリングのシステム、プログラム、方法により、またはそれらを組み合わせて、アンビット ビジネスの機会を提供しないものとします。コンサルタントは、他のコンサルタントもしくはコンサルタント候補に対し、概要書面またはコンサルタント契約に記載されたものとは異なる方法で、アンビット・エナジーに参加することを求めたり勧めたりしないものとします。コンサルタントは、他のコンサルタントもしくはコンサルタント候補に対し、アンビット・エナジーのコンサルタントになるにあたり、正式なアンビット・エナジーの契約書類以外の契約を締結することを求めたり勧めたりしないものとします。

4.2：追加の特定負担の禁止：コンサルタントは、他のコンサルタントもしくはコンサルタント候補に対し、アンビット・エナジーの報酬プランに参加するために、概要書面およびコンサルタント契約においてアンビット・エナジーが必要と特定した購入または支払い以外に、いかなる個人または他の事業体からの購入またはそれらに対する支払いを求めたり勧めたりしないものとします。

4.3：広告および勧誘：すべてのコンサルタントは、アンビット・エナジーおよびそのエネルギー サービスの良い評判を守り広めるものとします。アンビット・エナジー、アンビット ビジネスの機会、報酬プラン、アンビット・エナジーのエネルギー サービスのマーケティングおよび販促は、公共の利益に沿ったものとし、非礼、欺瞞的、誤導的、非倫理的、不道徳な行動または行為とならないようにしなければなりません。

4.3.1：勧誘を行うに際して：コンサルタントは、コンサルタント契約を締結させまたは顧客として申し込ませるために、相手を威嚇または困惑させてはなりません。新規コンサルタント候補を勧誘する際に、または情報を顧客に提供するにあたり、コンサルタントは、以下およびその他の事実に関して、故意に事実を告げず、または虚偽の表明を行ってはなりません。

(1) 商品（低圧顧客に対する電力サービス）の種類および品質

(2) 特定負担

(3) 契約解除（クーリングオフを含む。）

(4) 特定利益（ボーナスおよびコミッション）

(5) 取引の当事者の意思決定に影響を及ぼす他の重要な事項

コンサルタントは、コンサルタント契約の勧誘が目的であることを秘して、新規コンサルタント候補に営業所、代理店その他事務所以外の場所で声をかけまたは電話、郵便、ファックス等で呼び出し、当該新規コンサルタント候補をホテルの部屋や会議室等一般に立ち入ることができない場所において勧誘をしてはなりません。かかる行為は特商法に違反し、同法の下で処罰の対象となります。

コンサルタントは、未成年者、学生、公務員および制限行為能力者を勧誘してはなりません。

コンサルタントは、すでに「これ以上アンビット・エナジーからの情報は不要である」、「アンビット・エナジーのエネルギー サービスの顧客となる意向はない」、あるいは「コンサルタントになる意向はない」と表明した者に対しては、一定の間隔を開けずに繰り返して勧誘してはなりません。

4.3.2：当社制作の広告資料のみの使用：アンビット・エナジーのエネルギー サービス、およびアンビット ビジネスの機会を宣伝するには、コンサルタントは、PowerZoneにおいて使用または購入できるところの販売ツールおよびサポート資料、または書面でアンビット・エナジーに提出し承認を得たツールや資料を使用しなければなりません。よって、コンサルタントは、アンビット・エナジーのサービスまたはビジネスの販促において、独自の文書や広告、販売支援ツール、販促資料、ウェブページ（ただし、事前に書面でアンビット・エナジーに提出し使用につき書面で明確な承認を得た場合を除きます。）を使用してはなりません。

4.3.3：コンサルタントのパーソナル ウェブサイト：アンビット・エナジーのすべてのコンサルタントは、アンビット・エナジーのパーソナル ウェブサイトの利用を申し込むことができます。アンビット・エナジーのパーソナル ウェブサイトは、カスタマイズできるオンライン ストアで、アンビット・エナジーのコンサルタントがアンビット・エナジーのサービスの販促とマーケティングを行い、インターネットを介してアンビット・エナジーのコンサルタントを勧誘することができます。パーソナル ウェブサイトのアドレス (URL) およびパーソナル ウェブサイトのアドレスのすべてのサブドメインは、アンビット・エナジーが完全に所有しています。アンビット・エナジーは、そのウェブサイトの広告を制限する権利を留保し、承認された広告およびオンライン販促ツールのみが使用できます。

パーソナル ウェブサイトおよびその他の当社ウェブサイトを利用する際のソフトウェア推奨環境は、以下のとおりです。

OS：Windows

ブラウザ：Google Chrome

4.3.4：独自に制作されたウェブサイト：アンビット・エナジーはコンサルタントに対し、アンビット ビジネスの機会およびアンビット・エナジーのエネルギー サービス、およびアンビット・エナジーの指定ウェブサイトの宣伝という目的に限り、承認済みの広告をインターネット上に載せることを許可します。ただし、当該広告またはリンクが掲載されたウェブサイト（またはそのウェブサイトにリンクするURL）は、

アンビット・エナジーのその単独の裁量において、わいせつまたはポルノ、その他アンビット・エナジーの評判を損なうものであると判断されるものであってはなりません。加えて、アンビット ビジネスの機会およびアンビット・エナジーのエネルギー サービス、アンビット・エナジーの指定ウェブサイトの広告に使用するウェブサイトのURLには、Ambit Energy Marketing, LLCを含む他者が保有する財産権を侵害するような商標権またはサービスマーク、著作権であるものが含まれてはなりません。承認済み広告には、PowerZoneを通じアンビット・エナジーのコンサルタントが利用できる広告ツールのみが含まれます。アンビット・エナジーは、アンビット ビジネスの機会またはアンビット・エナジーのサービス、アンビット・エナジーのウェブサイトのアドレス (URL)、アンビット・エナジーのURLのサブドメインの販促のために、未承認のオンライン広告を使用することを禁止しています。

アンビット・エナジーが提供するコンサルタントのパーソナル ウェブサイト以外のウェブサイトを通じて、アンビット・エナジーのコンサルタントがアンビット ビジネスの機会またはアンビット・エナジーの商品・サービスの注文を受けることは禁止されています。

4.3.5 : アンビット・エナジーのウェブサイトへのリンク：コンサルタントには、自身のストアサイトを指定する、アンビット・エナジーが提供したサブドメインへのハイパーリンクを作成する、限定的かつ非独占的権利が認められますが、当該リンクにはアンビット・エナジーおよび関連会社の両方もしくはその一方、またはそれらの商品およびサービスが、虚偽または誤解を招く、あるいは侮蔑的その他中傷的な方法で記載されていてはなりません。またコンサルタントは、サブドメインが自身、またはその他アンビット・エナジー以外の者が運営するサイトのものであるかのような印象を与えてはなりません。コンサルタントの上記の限定的な権利は、いつ何時でも取り消され得ます。フレームまたはフレーム技術により、アンビット・エナジーまたはその関連会社の商標またはロゴ、このウェブサイトにある画像および、ページまたはページに含まれるフォームのレイアウトおよびデザインのテキストのコンテンツを含む専有情報を、アンビット・エナジーの書面による明示的な同意なしに取り込むことはできません。上記の場合を除き、アンビット・エナジーのコンサルタントには、アンビット・エナジーまたはその関連会社 （総称して「アンビット グループ」といいます。）、第三者の特許権または商標、著作権その他保有する権利が移転するものではありません。

4.3.6 : ドメイン名：コンサルタントは、アンビット グループの商号または商標、サービス名、サービスマーク、商品名、社名、それらから派生した名称（その判断はアンビット・エナジーの単独の裁量においてなされるものとします。）をインターネットのドメイン名として使用または登録を試みることはできません。

4.3.7 : 商標の使用等：アンビット・エナジーは、コンサルタントを含むいかなる者に対しても、アンビット・エナジーの書面による事前の許可なくして、アンビット・エナジーの商号、商標、デザイン、または営業の象徴となるものを使用することを認めません。コンサルタントは、アンビット・エナジーの書面による許可なしに、販売または配布を目的として、印刷物、研修またはマーケティング用ビデオ、ウェブサイトまたはその他の販促ツールを制作することや販売または個人利用を目的として、上記を複製してはなりません。

4.3.8 : キーワード広告：コンサルタントは、アンビット グループ、またはアンビット グループの競合企業、北海道電力、東京電力、東北電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力および九州電力の商標もしくは、アンビット・エナジーの独自の判断において、わいせつまたはポルノ、その他アンビット・エナジーの評判または事業を損なうと判断したその他のキーワードを使用してキーワード広告を行うことはできません。

4.3.9 : メディアおよびメディア関連の問い合わせ：すべてのメディア関連の活動に関しては、アンビット・エナジーの広報部門（mediarelations@ambitenergy.co.jp）を通じ調整を行わなければなりません。メディアから接触のあったコンサルタント、またはメディアとの接触を希望するコンサルタントは、実際に行動をとることと声明を発表することの両方またはいずれか一方の前に、まずアンビット・エナジーの広報担当者に連絡しなければなりません。テレビおよびラジオ、活字メディアとのやり取りは、事前にアンビット・エナジーより書面による承認を得た場合を除き禁止されます。

4.3.10 : 不招請の郵便またはEメール：アンビット・エナジーはコンサルタントが、不招請の業務上の郵便物またはEメールを送付、送信することを認めていません。ただし、当該の郵便またはEメールが、適用される法律および規則（特商法を含みますがそれに限定されません。）を厳格に遵守している場合はその限りではありません。受信者から事前の同意を得ていないEメール広告は禁止されています。アンビット・エナジーまたはアンビット ビジネスの機会、アンビット・エナジーのエネルギー サービスの販促のために、コンサルタントが送付、送信する郵便またはEメールは、以下の点を遵守しなければなりません。

• 差出人の有効な返信先の住所またはEメールアドレスが記載されていなければなりません。

• 差出人の有効なEメールの返信先アドレスへの返信により、今後Eメールでの勧誘や通信を送付しないよう求めることができる旨を記した受信者宛の通知（有効な「オプトアウト」の通知）がEメールに含まれていなければなりません。

• 郵便またはEメールに、コンサルタントの実際の郵送先住所（架空ではない、現実のもの）が含まれていなければなりません。

• 郵便またはEメールにおいて、メッセージは広告または勧誘であると明確かつ目立つように記載しなければなりません。

• 誤導的な見出し、件名、虚偽のヘッダー情報のすべてまたはいずれか、の使用は禁止します。

• すべてのオプトアウトの要請は、Eメールまたは通常の郵便で受信、受領したか否かによらず尊重しなければなりません。

4.3.11 : 不招請のファックス：本項に記載する場合を除き、コンサルタントは、自身のアンビット ビジネスの遂行に関して、不招請のファックスを使用または送信、または自動電話ダイヤル システムを使用することはできません。「自動電話ダイヤル システム」という用語は、(a) 無作為または連続する番号の作成装置を使用して電話番号を保存または作成し、 (b) 当該番号をダイヤルする能力を有する装置を意味します。「不招請のファックス」という用語は、アンビット・エナジーまたはそのエネルギー サービス、報酬プラン、その他当社につき広告または販促を行う資料または情報を、ファックスにより送信することを意味します。

4.3.12 : テレマーケティングの手法：コンサルタントは、アンビット・エナジーのビジネスを行うにあたって、テレマーケティングを行ってはならず、または外部のテレマーケティング業者に委託してテレマーケティングを行ってはなりません。「テレマーケティング」という用語は、アンビット ビジネスの機会またはアンビット・エナジーのエネルギー サービスに対する関心を喚起することを意図して、個人または家庭に宛てて1回もしくは複数回の電話または携帯電話メッセージの送信を行うことを意味します。コンサルタント候補や見込み顧客への「勧誘の電話」または携帯電話メッセージの送信は禁止されています。ただし、見込み顧客またはコンサルタント候補（以下「候補先」といいます。）への電話や携帯電話メッセージの送信は、次の場合には認められます。

• コンサルタントがその候補先と確立された業務上の関係を

築いている場合。「確立されたビジネス関係」とは、候補先に商品またはサービスの購入もしくはアンビット・エナジーのビジネスへの登録を促すための電話をかけた日から直近18か月以内において、当該候補先がコンサルタントから物品またはサービスの購入、賃借、リースを行い、もしくは候補先とコンサルタントとの間の金銭取引があった場合の、コンサルタントと候補先との間の関係を指します。

• コンサルタントが提供するサービスに関して、勧誘の電話に先立ち3か月以内に候補先から（すでに）個人的な問い合わせまたは申込みをコンサルタントが受けていた場合。

• コンサルタントが電話することを承認する署名付きの書面による許可を、コンサルタントが候補先から得ている場合。当該承認には、コンサルタントが電話することが認められている電話番号が指定されていなければなりません。

• コンサルタントは家族や個人的な友人、知己の者に電話することができます。「知己の者」とは、少なくとも過去3か月以内に、直接に関係を有している人物です。

4.3.13：戸別訪問によるマーケティング：コンサルタントが、アンビット・エナジーのコンサルタントとしてのビジネスに関連して、戸別訪問によるマーケティングを行うことは禁止されています。

4.4：第三者のサプライヤーとの契約：第三者のサプライヤーを使用して、自身のアンビット・エナジーのビジネスの広告およびマーケティングの両方またはその一方に関連するサービスを提供することは禁止されていませんが、すべてのサプライヤーならびに彼らが作成するマーケティングおよび広告の内容については、その使用に先立ちアンビット・エナジーが書面により承認する必要があります。

4.5：ボーナス購入の禁止：ボーナス購入は厳格かつ絶対に禁止されています。「ボーナス購入」には、(a) 個人または事業体の登録において、コンサルタント契約について知らせず、またはそれを締結しないまま登録すること、および (b) コンサルタントまたは顧客として個人または事業体が不正に登録・申込みをすること、(c) コンサルタントまたは顧客として、存在しない個人または事業体（「架空の人格」）を登録・申込みすること、またはしようとすること、(d) コミッションまたはボーナスを得るため、別のコンサルタントまたは顧客に代わり、または別のコンサルタントまたは顧客のID番号で初期費用を支払うこと、またはアンビット・エナジーのエネルギー サービスを申し込むこと、(e) 実際のエンドユーザーである顧客によるエネルギー サービスの真正な申込みまたはコンサルタントの真正な登録ではないところの、昇格またはインセンティブ、賞品、コミッション、ボーナスの資格を得るためのその他の仕組みまたは策略、が含まれます。

4.6：業務を行う主体について：

4.6.1：法人：法人として新規コンサルタントになる、または法人ステータスを変更するには、コンサルタントはアンビット・エナジーに対し以下を提出しなければなりません。

- 法人の授権された役員が個人名で登録したコンサルタント番号
- 法人の定款および全部事項証明書の写し
- (1) 法人の発行済み株式の5%を超えて保有する各株主、(2) 法人の各役員、および (3) 法人の各取締役、の氏名および住所
- 法人がコンサルタント契約を締結することを承認する取締役会等の決議の写し
- 法人の業務および営業を担当する者として、20歳以上の者を1名指名するところの、法人からの指名書

アクティブなコンサルタントが個人コンサルタントから法人コンサルタントへのステータス変更を希望する場合、コンサルタントはPowerZoneを通じオンラインにて入手可能な譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。

ただし、法人コンサルタントとして申請を行っている法人の株主および役員、取締役が、コンサルタント契約の締結以前6暦月の間に、(1) 個人、(2) 組合コンサルタントの組合員、(3) 別の法人コンサルタントの株主、役員、または取締役、または (4) 信託コンサルタントの受託者または受益者として、アンビット・エナジーのコンサルタントを務めていた場合には、上記申請は認められません。

4.6.2：組合：組合として新規コンサルタントになる、または組合ステータスを変更するには、コンサルタントは、アンビット・エナジーに以下を提出しなければなりません。

- 締結済みのコンサルタント契約
- 全組合員が締結したところの組合契約の写し
- 各組合員の氏名および住所
- アンビット・エナジーとのコンサルタント契約を締結することへの当該組合の同意の写し
- 組合の業務を担当する当事者として20歳以上の者を1名指名する、組合からの指名書

アクティブなコンサルタントが、個人コンサルタントから組合コンサルタントへのステータス変更を希望する場合、当該コンサルタントはPowerZoneを通じオンラインで入手可能な譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。

組合コンサルタントとして申請を行っている組合の組合員のいずれかが、コンサルタント契約の締結以前6暦月の間に、(1) 個人、 (2) 別の組合コンサルタントの組合員、(3) 法人コンサルタントの株主もしくは役員、取締役、または (4) 信託コンサルタントの受託者もしくは受益者として、アンビット・エナジーのコンサルタントを務めていた場合には、上記申請は認められません。

4.6.3：信託：信託として新規コンサルタントになる、またはコンサルタントのステータスを信託に変更するには、コンサルタントは、アンビット・エナジーに以下を提出しなければなりません。

- 信託のすべての受託者によって締結されたコンサルタント契約
- 信託契約の完全な写し
- すべての受託者および受益者の氏名および住所
- 信託の業務および営業を担当する当事者として20歳以上の者を1名指定する、受託者からの指名書

アクティブなコンサルタントが、個人コンサルタントから信託コンサルタントへのステータス変更を希望する場合、当該コンサルタントはPowerZoneを通じオンラインで入手可能な譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。

コンサルタント信託として申請している信託の受託者または受益者のいずれかが、信託コンサルタント契約の締結以前6暦月の間に、(1) 個人、(2) 組合コンサルタントの組合員、(3) 法人コンサルタントの株主、役員、または取締役、(4) 別の信託コンサルタントの受託者または受益者として、アンビット・エナジーのコンサルタントを務めていた場合には、上記申請は認められません。

4.6.4：事業体の譲渡によるスポンサーの無変更：（アンビット・エナジーのビジネスの譲渡・移転に関する）4.27項の不遵守・回避を防止するため、組合員、株主、メンバー、その他の事業体の関係者が事業体に追加された場合、元の申請者が引き続き、コンサルタント契約の当事者でなければなりません。元のコンサルタントが当社との関係の終了を望む場合、そのコンサルタントは4.27項に従い自身の業務を譲渡しなければなりません。このプロセスに従わない場合には、元のコンサルタントの脱退によりコンサルタント契約は解約されるものとします。すべてのボーナスおよびコミッションは、元のコンサルタントが指定していた銀行口座に支払われます。

本項の範囲内で認められる変更には、スポンサーの変更は含まれないことに注意してください。スポンサーの変更

は、4.7項に規定しています。

4.7：コンサルタントスポンサーの変更：すべてのマーケティング組織の整合性および全コンサルタントの多大な努力を守るため、アンビット・エナジーはスポンサーの変更を禁止しています。スポンサーの整合性を保つことは、すべてのコンサルタントおよびマーケティング組織が成功するために不可欠です。よって、アンビット・エナジーのコンサルタント ビジネスをあるスポンサーから別のスポンサーへ譲渡することは、新しいスポンサーを求めているコンサルタントが任意に自身のアンビット・エナジーのビジネスを解約し、当該解約時から6か月を経過した場合を除き、認められません。6か月間活動がなかった後、その元コンサルタントは、新たなスポンサーの下で再度申請を行うことができます。不適切なスポンサーの変更が行われた場合、アンビット・エナジーはダウンライン組織についての最終的な処分を決定する単独かつ排他的な権利を留保します。不適切にスポンサーが変更された組織で構築されたダウンラインの適切な配置を巡る争いを解決することは、多くの場合極めて困難です。よって、コンサルタントは、スポンサーの系列が不適切に変更された組織の下で作られるダウンライン組織の処分にかかるアンビット・エナジーの決定に関連する、または決定から生じる、アンビット・エナジーに対するすべての請求を放棄します。

4.8：顧客スポンサーの変更：すべてのマーケティング組織の整合性および全コンサルタントの多大な努力を守るため、アンビット・エナジーは顧客のスポンサーの変更を禁止しています。スポンサーの整合性を保つことは、すべてのコンサルタントおよびマーケティング組織が成功するために不可欠です。よって、アンビット・エナジーの顧客をあるスポンサーから別のスポンサーに移転させることは認められません。申込みの過誤による場合のみが上記原則の例外であり、これらの例外はアンビット・エナジーの単独の裁量によって認められます。アンビット・エナジーは、不適切な顧客申込みを拒否する権利を留保します。

4.9：許容されない主張：

4.9.1：補償：コンサルタントは、正式なアンビット・エナジーの資料に明示的に含まれていないアンビット・エナジー、アンビット ビジネスの機会およびアンビット・エナジーのエネルギー サービスに関する自身の口頭および書面での声明のすべてに、全面的に責任を負います。コンサルタントは、アンビット グループ、その株主、取締役、役員、従業員を、本合意に違反する自身の行為の結果として生じる、弁護士費用含むすべての請求、損害および費用について補償し、責任を負担させないことに同意します。

4.9.2：収入に関する主張：コンサルタントがアンビット・エナジー ビジネスを構築することにより得られる報酬は、各人により費やされた時間および努力といった多くの要因により、それぞれ個人で大幅に異なるものです。よって、コンサルタント候補をアンビット・エナジーに参画させるために個人の収入や利益について表明することは許可されていません。適切な免責の文言を伴った例を示し、コンサルタントが使用を認められている潜在的収入に関するプレゼンテーションは、アンビット・エナジー ビジネス プレゼンネーションのみです。

4.9.3：エネルギー サービスにかかる節約またはその他の主張：コンサルタントは、アンビット・エナジーにより事前に承認されたマーケティング資料に記載されていないまたは申込み時において顧客に提供した書類に記載されていないところの、アンビット・エナジーのエネルギー サービスまたは潜在的な節約にかかる請求を主張することはできません。もしコンサルタントがアンビット・エナジーの顧客でもある場合には、自身の実際のアンビット・エナジーのエネルギー請求書の写しを例として見込み顧客に交付することができます。

4.9.4：顧客の申込手続が未完了である場合、アンビット・エナジーはその顧客のサービス切替申請手続を開始しません。サービス切替申請の手続は、顧客の申込手続が完了した後に開始されます。

4.9.5：二次的連絡先：コンサルタントは、コンサルタントが申し込む家庭用または商業用顧客契約に二次的な連絡先として追加されることを厳禁されています。

4.10：見本市および展示会、その他の販売フォーラム：コンサルタントは、見本市および専門家向け展示会で、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを展示または販売しまたはその両方を行うことができます。イベントの主催者に対し預託金を支払う前に、コンサルタントはアンビット・エナジーのマーケティング部門（fieldcompliance@ambitenergy.co.jp）に対し、書面により条件付きの承認を求めなければなりません。

4.11：利益相反・活動の制限：アンビット・エナジーは非常に競争の激しい事業に従事しており、多くの時間と資源を費やしてその保有する機密情報を作成し、コンサルタントや顧客、取引先、その他と営業上の信用を築いてきました。コンサルタントがアンビット・エナジー関連のビジネスで成功するか否かは、アンビット・エナジーが作成したこうした機密・保有情報や営業上の信用にかかっている部分もあります。自身の機密・保有情報を保護し営業上の信用が損なわれることを防ぐことについてアンビット・エナジーは正当な業務上の利益を有しており、その観点からコンサルタントは本4.11項に規定される特定の活動に従事することを禁止されています。

ダイレクト セリング事業モデルは、日本全国および国外に広範にまたがる独立契約業者のネットワークを通じて行われ、通常こうした事業はインターネットおよび電話を通じて行われるため、4.11項に規定される制限の地理的適用範囲を狭く解釈することは無効です。よって、こうした制限は、日本において、または日本に向けて行われるコンサルタントの活動に適用されます。

4.11.1：アンビット・エナジーのコンサルタント契約期間中の活動：アンビット・エナジーのコンサルタント契約の期間中、コンサルタントは（他の者または事業体を通じて、またはそれらに代わり行動する場合を含みます。）直接または間接的に、(a) アンビット・エナジーが書面で特に指定または承認した以外の者または事業体を通じて、アンビット・エナジーが提供するエネルギー サービスまたはその他の商品を販売することまたは販売を勧誘すること、 (b) 他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングへ参加すること、もしくは (c) その他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングへ、アンビット・エナジーのコンサルタントまたは顧客を、登録または申込みするよう勧誘すること、またはそれらから商品を購入しまたはサービスを申し込むよう勧誘すること、を行ってはなりません。この「勧誘」とは、いかなる手段または方法によりスポンサー、勧誘、申込み、奨励、あるいは他の方法で影響を与え、もしくは上記のいずれかを行おうとすることを意味します。
なお、同一のコンサルタントがコンサルタント契約を複数締結することはできません。複数の契約が締結されていると判明した場合、アンビット・エナジーは複数締結された契約を取消す権利を留保します。

4.11.2：アンビット・エナジーのコンサルタント契約期間後の活動：アンビット・エナジーのコンサルタント契約が何らかの理由で解約されまたは終了してから1年間は、コンサルタントは（他の者または事業体を通じて、またはそれらに代わり行動する場合を含みます。）直接または間接的に、(a) 他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングへ、アンビット・エナジーのコンサルタントを登録または申込みするよう勧誘すること、もしくはそれらから商品を購入しまたはサービスを申込みするよう勧誘すること（ただし当該元コンサルタント自身がアンビット・エナジー コンサルタントとしてスポンサーしたコンサルタントには、この制限は適用されません。）、または (b) 元コンサルタント自身がアンビット・エナジーに申し込ませた顧客、元コンサルタントのダウンライン組織のアンビット・エナジーのコンサルタントが申し込んだ顧客、その他、元コンサルタントが、当該者がアンビット・

エナジーの顧客であると知っている顧客を、アンビット・エナジーが提供するエネルギー サービスもしくはその他の商品もしくはサービスと競合する他の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングに登録または申込むよう勧誘すること、もしくはそれらから商品を購入しまたはサービスを申込みするよう勧誘すること、を行ってはなりません。この「勧誘」とは、いかなる手段または方法によりスポンサー、勧誘、申込み、奨励、あるいは他の方法で影響を与え、もしくは上記のいずれかを行おうとすることを意味します。

4.11.3：活動報告書：PowerZoneに保存されている全報告書へのコンサルタントによるアクセスは、パスワードで保護されています。すべての報告書、およびそれに含まれる情報は機密であり、アンビット・エナジーに帰属する保有情報および業務上の営業秘密となります。報告書は厳秘扱いでコンサルタントに提供され、アンビット・エナジーのビジネス構築において、それぞれのダウンライン組織とコンサルタントとの連携を支援する目的のためにのみ、コンサルタントが利用することができます。コンサルタントは、ダウンライン コンサルタントの支援および動機付け、研修のために、報告書を使用してください。コンサルタントとアンビット・エナジーは、機密保持および開示禁止にかかるこの合意なくして、アンビット・エナジーは報告書をコンサルタントに提供しないことで合意します。

コンサルタントは、自身のために、もしくは他の者、組合、その他団体、会社、またはその他の事業体に代わり、以下を行わないものとします。

4.11.3.1：直接または間接的に、報告書に含まれる情報を第三者に開示すること。

4.11.3.2：直接または間接的に、自身のPowerZoneアカウントのパスワードまたはその他のアクセス コードを開示すること。

4.11.3.3：当該情報を、アンビット・エナジーと競合する業務のために、または自身のアンビット・エナジー ビジネスの推進以外の目的のために使用すること。

4.11.3.4：報告書に記載されたアンビット・エナジーのコンサルタントまたは顧客に対し、アンビット・エナジーとのビジネス関係を変えるよう勧誘すること、もしくは方法の如何を問わず、アンビット・エナジーのコンサルタントまたは優良顧客に対し、アンビット・エナジーとのビジネス関係を変えるよう勧誘または影響を及ぼすことを試みること。

4.11.3.5：報告書に含まれる情報を他の者、組合、その他団体、会社、またはその他の事業体に対し開示または使用すること。

当社が要求した場合には、現在または元のコンサルタントは、報告書の原本およびすべてのコピーを、当社に返却するものとします。

4.11.4：違反・救済：本4.11項は、アンビット グループにより履行を強制されるものです。コンサルタントが本4.11項の規定に違反した場合、アンビット グループは、将来の違反を防止する差し止めもしくは特定履行を行う権利を含む、法令上の救済を受ける権利を有するものとします。また、本4.11 項の違反があった場合、アンビット グループが有する法令における救済に加え、コンサルタントにおいては、あらゆる種類のコミッションおよびボーナス、支払いを受ける権利を含む、コンサルタントとしての権利を失うことになります。さらに、本4.11項の違反により、アンビット グループに修復不可能な損害が生じるため、コンサルタントによる一度の違反により、アンビット グループは、将来の違反の可能性の証拠または証明を行うことなく、コンサルタントによる将来の違反行為に対する差し止めを求める権利を有します。

4.12：他のダイレクト セリング業者を対象にすること：アンビット・エナジーは、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを販売する、またはアンビット・エナジーのコンサルタントとすることを目的として、別の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングの販売員を特定的または意図的に対象としているコンサルタントを許容せず、また別の連鎖販売取引、ネットワーク マーケティングまたはダイレクト セリングの販売員をコンサルタントが勧誘し、それらの企業と販売員との契約条件に違反させることを許容しません。コンサルタントがこうした活動に関与した場合、コンサルタントは当該他の連鎖販売取引またはネットワーク マーケティング業者、ダイレクト セリング業者から訴えられるリスクを負います。コンサルタントに対し、コンサルタントが販売員や顧客を不適切に勧誘していたと主張されるところの訴訟または仲裁、調停が提起された場合には、アンビット・エナジーはコンサルタントの弁護士費用または訴訟費用等を支払わず、判決や裁定、和解につきコンサルタントを補償することはしません。

4.13：クロス スポンサー：クロス スポンサーまたはそれを試みることは厳禁されています。「クロス スポンサー」とは、アンビット・エナジーと現在コンサルタント契約がすでにある者あるいは事業体、もしくは過去6暦月以内に同様の契約関係にあった者または事業体を、別のスポンサー ラインに組み込むことと定義されます。この禁止を迂回するため、配偶者または親族の氏名、商号、屋号、偽名、会社、組合、信託、法人番号、偽のID番号を使用することは禁止されています。コンサルタントは、他のコンサルタントを自身の最初のマーケティング組織に勧誘するため、他のアンビット・エナジーのコンサルタントを誹謗し、信用を失墜させ、または名誉を毀損しないものとします。ただし、本項は、4.27項に従って行われるアンビット・エナジーのコンサルタント事業の譲渡を禁止するものではありません。

クロス スポンサーが明らかになった場合、当社にただちに知らせなければなりません。アンビット・エナジーは、組織を変更したコンサルタント、およびクロス スポンサーを奨励またはそれに参加したコンサルタントの両方またはその一方に対し処分を行う場合があります。アンビット・エナジーはまた、それが公平かつ実行可能と思われる場合には、この禁止に違反しているコンサルタントのダウンラインの全部または一部を元のダウンライン組織に移転する場合もあります。ただし、アンビット・エナジーにはクロス スポンサーを行ったコンサルタントのダウンライン組織を移動する義務はなく、組織の最終的な取り扱いは引き続きアンビット・エナジーの単独の裁量により決定されます。コンサルタントは、クロス スポンサーを行ったコンサルタントのダウンライン組織の処分から生じる、またはそれに関連するアンビット・エナジーに対する請求または異議を申し立てる権利を、すべて放棄するものとします。

4.14：スラミング：アンビット・エナジーは、「スラミング」を、顧客の明確な同意を得ないまま顧客のエネルギー サービスを現在の供給事業者からアンビット・エナジーに権限なく変更することと定義しています。スラミングはアンビット・エナジーにより本項およびアンビット・エナジーの方針および手続に従って禁止されており、コンサルタントは即時解約され、支払われるべき報酬その他支払いについてその権利を失うことになります。コンサルタントがスラミングを行ったと判断された場合には、コンサルタントは即時解約され、またそれに伴う責任・損害につき、アンビット・エナジーに対し補償し、かつ責任を負担させないようにしなければなりません。

4.15：サプライヤーとの接触：いかなる場合も、コンサルタントはエネルギー サービスにかかるアンビット・エナジーのサプライヤー、または他のサービスについてのアンビット・エナジーのサプライヤーに、アンビット・エナジーの書面による事前の授権なしに接触することはできません。さらに、いかなる場合も、コンサルタントは、アンビット・エナジーの書面による事前の授権なしに、アンビット・エナジーに代わり、またはアンビット・エナジーのビジネスに関連して、競合するエネルギー供給業者に直接接触することはできません。

4.16：規制当局との接触：いかなる場合も、コンサルタントは顧客に代わり、または自身のアンビット ビジネスに関連する情報を要請するため、規制当局、政府当局または消費者庁等の

当局と接触することはできません。そうした問い合わせはすべて、コンサルタント サポート宛てに行うものとします。

4.17：過誤または質問：コンサルタントがコミッションやボーナス、報告書、料金について質問がある場合、またはそれらに関して過誤があったと考える場合、その過誤または問題とされる事案の発生日から30日以内に、書面でアンビット・エナジーに通知しなければなりません。アンビット・エナジーは、30日以内に報告されない過誤または不作為、問題については責任を負わないものとします。

4.18：政府の承認または認証：国および地方の規制機関および職員は、ダイレクト セリング企業を承認し、認証することはありません。よって、コンサルタントは、アンビット・エナジーまたはその報酬プランが、政府機関により「承認」または「認証」、その他認められたものである旨を表明もしくは示唆しないものとします。

4.19：識別番号：すべてのアンビット・エナジーのコンサルタントには、その識別番号となりすべての連絡において使用されるところの固有の「C番号（コンサルタント番号）」が割り当てられます。企業またはその他の法人の場合、アンビット・エナジーのC番号には、登録手続において当該コンサルタントが提供するところの、対応する法人番号が必要です。不正確な法人番号をアンビット・エナジーに提供した場合、コンサルタントは解約の対象となります。すべての識別番号は、暗号化され厳秘扱いとなります。

4.20：コンサルタント ビジネスの命名：コンサルタントとしての氏名は、コンサルタント契約で特定された名称により決定されます。コンサルタント ビジネスに関連して他の名称を使用することはできません。コンサルタントの名称を変更するには（配偶者名の追加または削除、姓の変更、屋号の作成、その他の名称の変更を含みます。）、譲渡・移転申請書類を使用しなければなりません。この場合、4,500円の事務費用は発生しません。コンサルタントのアカウントに表示されるもの以外の名称を使用することは厳禁されています。

4.21：所得税：コンサルタントは、コンサルタントとして発生した所得について、国および地方の税金の支払を行う単独の責任を負います。コンサルタントに対して支払われるすべてのコミッションおよびボーナスには、日本の消費税が含まれます。

4.22：独立事業者としてのステータス：コンサルタントは独立事業者であり、フランチャイズまたはビジネスのオポチュニティの購入者ではありません。アンビット・エナジーとコンサルタントとの間の契約により、当社とコンサルタントとの間に使用者と従業員の関係、代理店、パートナーシップもしくは組合、またはジョイント ベンチャーが創設されるものではありません。コンサルタントによる業務の提供は、アンビット・エナジーの従業員として提供されるものではなく、また、国税または地方税の面において給与所得者となるわけではありません。すべてのコンサルタントは、当社のコンサルタントとして得たすべての報酬につき発生する国税および地方税を支払う責任を有します。コンサルタントには、当社に義務を課す（明示的または黙示的を問わず）権限はありません。コンサルタントは、アンビット・エナジーまたはその親会社、関連会社、子会社の従業員または関係者であることを装わないものとします。コンサルタントは、コンサルタント契約ならびに本方針および手続、適用される法律の条項に従い、自身の目標および業務時間、販売方法を定めるものとします。

アンビット・エナジーおよびアンビット・エナジーの名称、アンビット・エナジーが採用するその他の名称は、アンビット・エナジーが所有する商号および商標、サービスマークです。よって、これらのマークはアンビット・エナジーにとって大きな価値のあるものであり、明示的に承認された方法でのみ使用するためにコンサルタントに提供されます。アンビット・エナジーの名称を当社が作成したもの以外において使用することは、「アンビット・エナジー 独立コンサルタント ●●（氏名）」という場合を除き禁止されます。すべてのコンサルタントは、個人のEメールアドレスおよび個人のウェブサイト、個人の連絡先情報のみを使用して、「アンビット・エナジーのコンサルタント」として自身の氏名を電話帳に掲載できます。コンサルタントは、アンビット・エナジーを含むアンビット グループの連絡先情報をいかなる名簿にも掲載することを禁止されています。コンサルタントは、アンビット・エナジーの名称またはロゴを使用して、電話帳に広告を掲載することはできません。コンサルタントは、「アンビット・エナジー」または「アンビット・エナジー社」と名乗り、または電話の相手にアンビット・エナジーの事務所にかけたと思わせるその他の方法で、電話に応対してはなりません。

4.23：法律および条例の遵守：コンサルタントは、ビジネスの遂行において、国および地方自治体のすべての法律および規制を遵守しなければなりません。国または地方自治体の職員により、省府令や条例等が適用されると指摘された場合には、コンサルタントは誠意をもって彼らに協力し、ただちに上記省府令や条例等の写しをアンビット・エナジーのフィールド コンプライアンス部門に送付するものとします。

4.24：未成年：20歳未満の者は、アンビット・エナジーのコンサルタントになることはできません。

4.25：夫婦単位のアンビット・エナジー ビジネス：各人の居住地にかかわらず、夫と妻は、単一の地位において（単一のコンサルタントとして）アンビット ビジネスを行わなければなりません。ただし、各人が共通のコンサルタントによりスポンサーされている場合、または結婚前に別のコンサルタントとしての地位を有していた場合を除きます。夫と妻は、単一のコンサルタントとして業務を行うことで、アンビット・エナジーに対し、それぞれが (1) コンサルタント契約、本方針および手続の条項に拘束され、 (2) 配偶者の1名のみがコンサルタントに指定されている場合でも、配偶者のすべての行動に責任を負い、 (3) コンサルタントの配偶者が、コンサルタント契約ならびに本方針および手続の両方またはその一方に違反となるような行動をとった場合、当該の違反はコンサルタントの地位に帰し、よって夫と妻の両方が責めを負う旨を理解していることをここに表明します。

4.26：指定されたコンサルタントのない顧客：スポンサーとなっているコンサルタントのみが、コンサルタントのいない顧客につき自身の顧客であると申し立てることができます。コンサルタントは、次の3つの条件すべてを満たす場合に、指定のコンサルタントのいない顧客につき自身の顧客であると申し立てることができます。(1) コンサルタントが、顧客の氏名とアンビット・エナジーの契約番号を提供できる、 (2) 顧客の申込日が、コンサルタントの業務開始の7日以上前でない、および (3) 顧客のステータスがサービス切替え待ち、またはサービス提供中である。アンビット・エナジーの経営陣は、自身の裁量で、データ入力ミスやシステムのエラー、またはコンサルタントが上記条件を満たすことができない類似の事象が発生している場合に、上記の条件のすべてを満たさずともコンサルタントが顧客につき上記申し立てをすることを認めることができます。

4.27：アンビット・エナジー ビジネスの譲渡または移転：アンビット・エナジーが独自の選択と裁量において許可するところの事前の審査および承認に従い、コンサルタントは自身のコンサルタントの地位を個人または組合、信託、法人に譲渡または移転できます。審査および承認プロセスは、アンビット・エナジーが、そのコンサルタントとしての地位を譲渡または移転しようとしているコンサルタントから、適用される処理手数料の支払を含む、地位の譲渡・移転申請書類に記載の要件に従い必要なすべての文書を受領するまで開始されません。譲渡処理手数料は、譲渡時点におけるコンサルタントのレベルにより決定されます。

本項において移転とは、名称、法人番号の両方またはその一方の変更であって、移転の完了後にコンサルタントが自身のコンサルタントとしての地位における金銭的利益（持分）を保持するもの、と定義されます。移転の例としては、ある者からその配偶者への移転や、個人から法人、信託、組合への、またはその逆の移転があります。この場合、移転する者または持分を保持する人物が、金銭的な持分を引き続き保持します。すべての

場合において、移転後においても、移転する者は金銭的な持分・所有権を保持します。移転には4,500 円の移転申請処理費を支払う必要があります。

本項において譲渡とは、コンサルタントの地位を譲渡する人物が、譲渡完了後にコンサルタントの地位における金銭的持分を保持しない変更として定義されます。

アンビット・エナジーが譲渡処理手数料を請求する場合の、売り手と買い手の両方に生じる、レベルごとの譲渡処理手数料は以下のとおりです。

- マーケティング コンサルタント：4,500円
- リージョナル コンサルタント：12,500円
- シニア コンサルタント：35,000円
- エグゼクティブ コンサルタント：75,000円
- ナショナル コンサルタント：200,000円

アンビット・エナジーは、独自の選択と裁量で譲渡か移転かを決定する権利を留保します。譲渡・移転申請書類は、PowerZoneからダウンロードすることにより、オンライン上で入手できます。アンビット・エナジーは、独断で、コンサルタントの地位の譲渡または移転を否認または撤回する権利を留保します。アンビット・エナジーはまた、現在調査中のコンサルタントに関するものに対しては、コンサルタントの地位の移転または譲渡も承認しません。地位の移転または譲渡が完了した後、移転側・譲渡側であるコンサルタントは、移転または譲渡の日から6か月間、別のコンサルタントの地位で業務を行い、または金銭的な持分を有することはできません。

4.28：アンビット・エナジー ビジネスの分離：

4.28.1：離婚：単一のコンサルタントの地位でビジネスを営む夫婦が離婚する場合、アンビット・エナジーに対し (1) コンサルタントの戸籍謄本、(2) 双方が記入および署名済みの、譲渡・移転申請書類、(3) 処理費用4,500円の郵便為替、を提出しなければなりません。アンビット・エナジーが適切な書類を受領するまで、コンサルタントの地位は離婚前の帰属のままとなり、コンサルタントの地位の変更は行われません。

4.28.2：事業体の解散：事業体（信託、組合、法人など）の解散後、当該事業体を所有する者はアンビット・エナジーに対し、業務運営を引き継ぐ適任者を記した指示書を提出するものとします。この場合、4,500円の処理費が適用されるものとします。指示書には、すべての所有者、株主、パートナー、または受託者が署名し、署名には登録済みの印鑑による捺印および当該印鑑の印鑑証明書が必要です。

4.28.3：報酬あるいはダウンラインの非分割：いかなる場合においても、離婚する配偶者や解散する事業体のダウンライン組織は分割されません。同様に、いかなる場合においても、アンビット・エナジーは、離婚する配偶者または解散する事業体のメンバー間で、コミッションやボーナスの分割は行いません。アンビット・エナジーは1つのダウンライン組織しか認めず、報酬は同じ者または事業体に対し引き続き支払われるものとします。離婚または解散手続の両当事者が、報酬の処分および業務の所有権を巡る論争を適時に解決できない場合には、当社の判断において、コンサルタント契約を一方的に解約することができるものとします。

元配偶者が、離婚にともない従前のアンビット・エナジー ビジネスにおけるすべての当初の権利を完全に放棄した場合、その者は以後、6暦月を待たずに、自身が選択するスポンサーの下で自由に登録できます。事業体の解散の場合、当該事業体に対し（解散後は）何らの持分または権利を保持しない元パートナーまたは元株主、元メンバー、その他の元事業体関係者は、最終的な解散日から6暦月間は、コンサルタントとして再度登録することはできません。ただし、いずれの場合も、元配偶者または元事業体関係者は、前の組織のコンサルタントあるいは顧客に対し、権利を有さないものとします。

4.29：スポンサー活動：当社において違反なく良好な業務歴を有しているすべてのアクティブなコンサルタントは、その他のコンサルタントおよび顧客のスポンサーとなり、アンビット・エナジーに登録をし、申込みを行う権利を有します。見込み顧客またはコンサルタント候補はそれぞれ、自身のスポンサーを最終決定する権利があります。2名のコンサルタントが同じ新規のコンサルタントまたは顧客のスポンサーであることを主張する場合、当社は、登録の際に指定されていたコンサルタントを正式なスポンサー コンサルタントとみなします。

4.30：承継：コンサルタントが死亡しまたは制限行為能力者となった後、その業務は承継人が引き継ぐことができます。このとき、承継が適切なことを証明するため、適切な法的文書を当社に提出しなければなりません。それに応じて、コンサルタントは、遺書またはその他遺言による承継手続のための書類を作成するため、弁護士を手配する必要があります。アンビット・エナジー ビジネスが遺書またはその他遺言により承継される場合、譲受人は、次の資格を満たす場合は、死亡したコンサルタントのマーケティング組織のすべてのボーナスおよびコミッションを受領する権利を取得します。承継人は、(1) コンサルタント契約の締結、(2) 本合意の規定および条項の遵守、(3) 死亡したまたは制限行為能力者となったコンサルタントと同等の資格保持、をすべて満たさなければなりません。

本項に従い承継されたアンビット・エナジー ビジネスのボーナスおよびコミッションは、受遺者宛てに一括して支払われます。受遺者はアンビット・エナジーに、すべてのボーナスおよびコミッションの支払いの送付先となる「登録住所」を通知しなければなりません。

ビジネスが共同受遺者に遺贈される場合、事業体を設立し、法人番号、または政府が発行する正式な納税者番号を取得しなければなりません。アンビット・エナジーはすべてのボーナスおよびコミッションの支払いを、当該事業体宛てに行います。

4.30.1：コンサルタントの死亡後の承継：上記の4.30項の遵守に加え、アンビット・エナジー ビジネスの遺言による承継を有効にするには、承継人は (1) 地方公共団体に通知した死亡証明書の写し、(2) アンビット・エナジー ビジネスに対する承継人の権利を定めた、相続財産の分割に関する合意を含む遺書またはその他の書類の写し（承継人の印鑑証明書を添付します。）、および (3) 締結済みのコンサルタント契約をアンビット・エナジーに提出しなければなりません。

4.30.2：コンサルタントの能力喪失・制限行為能力者となった後の承継：上記の4.30項の遵守に加え、能力喪失等によるアンビット・エナジー ビジネスの承継を有効にするには、承継人は (1) 裁判所が後見人等として任命したことを証明する書類の写し、および (2) 新規後見人等によって締結済みのコンサルタント契約をアンビット・エナジーに対し提出しなければなりません。

4.31：新規コンサルタント候補および見込み顧客に関する情報：顧客あるいはコンサルタント、また見込み顧客およびコンサルタント候補の情報売買、また他者へ売買を持ちかけることは、厳禁されています。コンサルタントは、コンサルタントまたは第三者によるアンビット・エナジーの顧客またはコンサルタント、もしくは見込み顧客またはコンサルタント候補に関する情報の売却を持ちかける行為あるいはその提案などの行為に対していかなる種類のインセンティブも提供してはなりません。

第5条：コンサルタントの責任

5.1：住所および電話、Eメールアドレスの変更：コンサルタントは、コンサルタント サポートに電話、または次の住所宛に書面を送付して、住所またはEメールアドレス、電話番号の変更をアンビット・エナジーに通知しなければなりません。

〒530－0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
コンサルタント サポート

複数の人物（例：夫と妻）が1つの地位を有している場合、住所変更を行う書面通知にはすべての当事者が署名しなければなりません。住所の変更が通知されていないためにアンビット・エナジーに郵便が返送された場合には、コンサルタントのステータスは「非アクティブ」となります。

5.2：継続的な能力開発義務:

5.2.1：継続的な研修：アンビット・エナジーにおける別のコンサルタントのスポンサーとなるコンサルタントは、自身のダウンライン コンサルタントがアンビット・エナジービジネスを適切に運営することを確保するため、誠実にその支援および研修活動を行わなければなりません。コンサルタントは、ダウンラインと継続的に連絡しコミュニケーションをとる必要があります。連絡・コミュニケーションとしては、書面での通信、個人的な面談、電話での連絡（留守電を含みます。）、Eメール、ダウンライン コンサルタントのアンビット・エナジーのミーティング、研修、その他の活動への同行が含まれますがそれらに限定されません。コンサルタントは、新規コンサルタントがアンビット・エナジーのビジネスを始めるにあたり、アンビット・エナジーの登録手続、特商法上の要件、アンビット・エナジーのエネルギー サービスにかかる知識、効果的な販売手法、アンビット・エナジーの報酬プラン、当社の方針および手続の遵守に関して教育を行う責任も有しています。

コンサルタントはダウンライン コンサルタントを監督し、ダウンライン コンサルタントが商品や業務について不適切な主張をせず、または違法もしくは不適切な行為をすることがないようにしなければなりません。すべてのコンサルタントは、アンビット・エナジーが要求する場合には、スポンサーとしての責任を継続的に果たしていることの書面による証拠を、アンビット・エナジーに提出できるようにする必要があります。

5.2.2：指導責任の増加：コンサルタントはさまざまなレベルのリーダーシップを通じ成長するにつれて、販売手法やエネルギー サービスについての知識、アンビット・エナジーのプログラムの理解や経験を深めていきます。このようなコンサルタントは特定され、組織内の経験の浅いコンサルタントに対し、当該知識を伝達することが要請されます。

5.2.3：継続的な販売責任：達成レベルにかかわらず、コンサルタントは、新たな顧客の創出および既存顧客と良好な関係を維持することにより、自身の売上を向上させる継続的な義務を有しています。

5.3：誹謗なきこと：アンビット・エナジーは、コンサルタントの建設的な批判とコメントを尊重します。当社がコンサルタントのフィードバックを整然かつ業務上適切な形でレビューできるよう、そうしたすべてのコメントは、アンビット・エナジーのコンサルタント サポートに書面で提出してください。アンビット・エナジーは建設的な意見を歓迎しますが、コンサルタントがビジネスの現場でする当社や当社の取締役、役員、社員、エネルギー サービス、報酬プランについての否定的なコメントや発言は、他のアンビット・エナジーのコンサルタントやコンサルタント候補の熱意の阻害となるのみです。このため、およびダウンラインに対し模範を示すため、コンサルタントは、アンビット・エナジーやその他のアンビット・エナジーのコンサルタント、アンビット・エナジーの商品やサービス、マーケティングおよび報酬プラン、アンビット・エナジーの取締役や役員、社員について誹謗や中傷、否定的な発言を行ってはなりません。

5.4：コンサルタント候補への文書の提供：コンサルタントは、自身をスポンサーとしてコンサルタントになろうとする個人に対し、当該候補がコンサルタント契約を締結する前に、最新の概要書面、方針および手続、報酬プランを提供しなければなりません。概要書面、方針および手続および報酬プランは、PowerZoneからダウンロードできます。

5.5：方針違反の報告：他のコンサルタントによる方針違反を発見したコンサルタントは、違反についての報告を、アンビット・エナジーのフィールド コンプライアンス部門に対し書面にて直接提出する必要があります。日時や発生件数、関係した人物、裏付けとなる文書など、当該違反事案の詳細を、報告書に記載してください。報告はすべて極秘扱いとし、またアンビット・エナジーはそれに真摯に対応し、フィールド コンプライアンス部門が全面的に調査します。悪意をもって虚偽の報告をしたとみられる報告書に対しては、9.1項に基づく制裁が行われます。

アンビット・エナジーの方針および手続の遵守に関する質問や、コンサルタントの不正な行為（それが疑われる行為を含みます。）にかかる報告については、コンサルタントは、次の方法でアンビット・エナジーのフィールド コンプライアンス部門に連絡してください。

(1) Eメール：fieldcompliance@ambitenergy.co.jp

(2) 郵便：〒530－0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
フィールド コンプライアンス

コンサルタントがアンビット・エナジーより、方針違反につき情報を有しているまたは自身が方針違反を行っているとして連絡を受けた場合、その連絡に引き続き行われる調査に対し全面的に協力することに同意するものとします。コンサルタントが政府機関から、疑われる法令違反につき連絡を受けた場合には、コンサルタントはアンビット・エナジーに連絡し、またそれに引き続き行われる調査につきフィールド コンプライアンスの担当者が関与することにつき、合意するものとします。

第6条：販売要件

6.1：エネルギー サービスの販売：アンビット・エナジーの報酬プランにおいて、ボーナスやコミッションの支払いにつながる活動は3種類しかありません。それは、(1) 自身がアンビット・エナジーの顧客の申込みを行った場合、(2) 自身のチームの他のコンサルタントが、アンビット・エナジーの新規顧客の申込みを行う援助をした場合、および (3) アンビット・エナジーの顧客がエネルギー サービスを利用しその対価をアンビット・エナジーに支払った場合です。コンサルタントは、新しいコンサルタントを登録させたことにより報酬を得ることはありません。ボーナスおよびコミッションを得る資格を維持し、アンビット・エナジーの報酬プランにおいて一定のリーダーシップ レベルを達成するためには、コンサルタントは一定の人数（最低限数）以上のアンビット・エナジーの顧客の申込みを行い保持しなければなりません。

6.2：すべての費用の開示：コンサルタントは、顧客の申込みの際、顧客に対しサービスに関連するすべての費用を説明しなければなりません。これには、該当する場合、1キロワット時または1サーム当たりの費用、月額サービス料、一時手数料、税金および賦課金、時間帯料金またはその他の使用料金、ならびにその他の費用が含まれます。コンサルタントは、これら情報のすべてを、PowerZoneからダウンロードできます。

6.3：活動地域の無制限：どのコンサルタントに対しても、独占的な活動地域が設定されることはありません。

第7条：ボーナスとコミッション

7.1：相殺の権利：コンサルタントは、アンビット・エナジーのコンサルタントになるために、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを契約する必要はありません。ただし、コンサルタントがアンビット・エナジーを自身の小売電気事業者として選択する場合、支払期限内に請求料金の支払いを行わなければなりません。コンサルタントが、アンビット・エナジーの請求料金の支払期限を60日超過した場合、アンビット・エナジーは単独の選択として、当該コンサルタントの未払額をコンサルタントの報酬支払額から差し引き、コンサルタント契約を解約することができます。加えて、アンビット・エナジーはコンサルタントのアンビット・エナジーに対する債務を、アンビット・エナジーがコンサルタントに対し支払う報酬またはその他の金額と相殺することができます。

7.2：報告書：自身およびダウンラインによる顧客の申込みの全部またはその一部、およびダウンラインのスポンサー活動を含むがそれらに限定されないところの、アンビット・エナジーがオンラインまたは電話でのダウンラインの活動報告書で提供するすべての情報は、正確かつ信頼できるものと考えられますが、人間および機械に内在するエラーの可能性、注文の正確性および完全性、適時性、クレジットカードおよび電子支払の拒否、商品の返品、クレジットカードのチャージバックを含むがそれらに限定されないさまざまな要因により、それらの情報は、アンビット・エナジーまたは情報を作成もしくは送信する者により正確性・信頼性を保証されるものではありません。

コンサルタント自身およびダウンラインの販売活動の情報のすべては、あらゆる種類の明示的または黙示的な保証もしくは表明なしに「現状有姿」で提供されます。とりわけ商品性または特定使用目的適合性、非侵害性について（ただし、以上の点に限られません。）の保証はありません。

適用される法令の下最大限認められる限りにおいて、アンビット・エナジーおよび情報を作成または送信する者の両方あるいはどちらか一方は、いかなる場合も、（逸失利益、ボーナスまたはコミッションの喪失、機会の喪失、不正確または不完全、不都合な情報、情報の使用の遅延または逸失による損害を含むがそれらに限定されません。）個人およびグループの販売量の情報の使用または情報へのアクセスから生じる、直接または間接的、派生的、偶発的、特別または懲罰的損害につき、上記の者がその可能性について知らされていた場合であっても、当該損害について、コンサルタントまたは他の者に対し責任を負いません。法令の下最大限認められる限りにおいて、アンビット・エナジーまたは情報を作成または送信する者は、本合意の主題またはそれに関連する条項・条件に関して、不法行為または契約、過失、厳格責任、製造物責任、その他の法理に基づき、コンサルタントまたは他の者に対し、何らの責任または責務も負わないものとします。

アンビット・エナジーのオンライン報告サービスへのアクセスおよびサービスの利用、当該情報への依拠は、コンサルタント自身の責任で行うものとします。当該情報は、「現状有姿」でコンサルタントに提供されます。情報の正確性または質に不満がある場合、アンビット・エナジーのオンラインおよび電話による報告サービスの利用およびサービスへのアクセスを停止すること、ならびに情報への依拠を中止することが、コンサルタントの唯一かつ排他的な救済となります。

第8条：解約および販売支援ツール在庫の買戻し

8.1：解約後のコンサルタントによる在庫および販売支援ツールの返品：コンサルタント契約を解約した後、コンサルタントは、自身の在庫として保有する販売用資料およびアンビット ブランドの物品を返品し、返金を求めることができます。コンサルタントは、自身がアンビット・エナジーから購入し（他のコンサルタントまたは第三者からの購入品は返金の対象となりません。）再販可能な状態であるもののみを返品することができます。当該再販可能な販売支援ツールの受領後、アンビット・エナジーは元の購入価格の90%（税込）をコンサルタントに返金します。販売支援ツールの購入時および返却時にコンサルタントが負担した送料は返金されません。クレジットカードでの購入の場合、返金はそのクレジットカードの口座に対して行われます。クーリングオフ期間における解約については、コンサルタント契約の11.1項に記載しています。

第9条：制裁および紛争解決の手続

9.1：制裁：当社の独自の判断において当社の評判または業務上の信用を損なう可能性があるとされるところの、コンサルタントによる本合意や本方針および手続に対する違反、適用のある法令上の義務（忠実義務を含むがそれに限定されません。）に対する違反、違法、不正、欺瞞的または非倫理的な業務活動、行為または不作為に対しては（これらの損害をもたらす行為または不作為がコンサルタントのアンビット ビジネスに関連している必要はありません。）、アンビット・エナジーの裁量により、以下のうち1つまたは複数の制裁が課される場合があります。

1. コンサルタントにただちに是正措置を執るよう求める書面での警告または勧告を発出すること。
2. 罰金を課し、支払うボーナスおよびコミッションから差し引くこと。
3. 1つ以上のボーナスおよびコミッションの支払いを受ける権利を失効させること。
4. 本合意違反の疑いのある行動をアンビット・エナジーが調査している間、コンサルタントのボーナスおよびコミッションの全部または一部の支払いを留保すること。（コンサルタントのビジネスが制裁を理由に解約された場合、コンサルタントは調査の間に留保にされた報酬を請求する権利を有しない。）
5. 1回以上の支払期間において当該個人のコンサルタント契約の効力を停止すること。
6. 違反したコンサルタントのコンサルタント契約を一方的に解約すること。
7. 違反したコンサルタントのアンビット・エナジー パーソナル ウェブサイトまたはウェブサイトへのアクセスの中止および停止のうち両方もしくは一方。
8. 本合意の条項で明示的に認められている措置、またはコンサルタントの方針違反もしくは契約違反に一部もしくは全部が起因する損失を法令に基づき解決するため適切であり、かつ実行することが現実的であるとアンビット・エナジーが考えるその他の措置。
9. 状況が適切であるとアンビット・エナジーが判断する場合、当社は法令に基づく救済を得るため法的手続を取ることができる。

9.2：紛争の解決：

9.2.1：調停：仲裁に入る前に、（アンビット グループに代わり）アンビット・エナジーおよびコンサルタントは誠実に話し合う場を設け、拘束力のない調停により、本合意から生じる、または本合意に関連する紛争の解決を試みるものとします。（アンビット グループに代わり）アンビット・エナジーとコンサルタントの双方が認める1名が、調停人に任命されるものとします。

調停人の報酬および費用、ならびに調停の開催および実行の費用は、（アンビット グループに代わり）アンビット・エナジーとコンサルタントの間で等分に負担するものとします。各当事者は、想定される報酬および費用の自己負担分を、調停の10日前までに支払うものとします。各当事者は、調停の実施と出席にかかる自身の弁護士費用および個人的な経費を支払うものとします。調停は日本国大阪府大阪市で行われ、期間は2営業日以内とします。

9.2.2：仲裁：調停が不調に終わった場合、（アンビット グループに代わり）アンビット・エナジーとコンサルタントは、日本商事仲裁協会が商事仲裁規則に従って管理する拘束力のある仲裁により、本合意またはその違反から生じる、または関連する紛争または請求を解決するものとし、当該仲裁判断については、管轄権を有する裁判所で執行判決を求めることができるものとします。アンビット グループとコンサルタントは、仲裁人が、請求や紛争、両者間のその他の争いが仲裁に服するか否かについての問題を決定する主たる権限を有することに同意します。アンビット グループとコンサルタントは、陪審員による裁判を受ける権利を放棄します。仲裁地は日本国大阪府大阪市とし、すべての仲裁手続は、日本国大阪府大阪市で行われるものとします。仲裁言語は日本語とします。弁護士である仲裁人を1名置くものとし、この仲裁人は、日本商事仲裁協会が設けるパネルから選出された、商事法の専門知識を有する者（ダイレクト セリング業界について知識のある弁護士が望ましいです。）とします。仲裁人は、IBA国際仲裁証拠調べ規則に従って書類の提出を命じる権限を有するものとします。仲裁の各当事者は、法律費用および申立費用を含む、仲裁についての自身の費用および経費につき支払う責任を有します。裁定に対し裁判所に提

訴し確認または無効、修正、執行判決を求める権利に服しつつも、仲裁人の裁定は最終的なものであり両当事者に対し拘束力を有するものとします。裁定の確認または無効、修正、執行判決を得るための申立は、9.3項の対象となります。仲裁に関する本項の合意は、本合意の解約または終了後も存続するものとします。

上記にかかわらず、また本合意上の権利または救済を放棄することなく、アンビット グループまたはコンサルタントは、仲裁手続の開始前またはその間、あるいは終了後に、アンビット グループもしくはコンサルタントの権利もしくは財産を保護するため、もしくは中間もしくは最終の仲裁裁定を執行するために必要な中間もしくは暫定の救済を裁判所に申し立てること、または商事仲裁規則に従い仲裁手続で当該の中間もしくは暫定の救済を求めることができます。当該の裁判所での手続は、9.3項の対象となります。

9.3：準拠法および管轄、裁判地：9.2.2号に記載の裁判手続を含む仲裁の対象とならない紛争の管轄および裁判地は、判決を執行するための訴訟が管轄権を有する裁判所で提起される場合を除き、日本国大阪府大阪市のみとします。日本の仲裁法が、仲裁に関連するすべての事項に適用されるものとします。日本法が、本合意に関連する、または本合意から生じるその他すべての事項に適用されるものとします。

第10条：活動停止および解約

10.1：解約の効果：コンサルタントがアクティブであり、コンサルタント契約および本方針および手続の条項を遵守している間は、アンビット・エナジーは報酬プランに従い、そのコンサルタントに対し報酬を支払うものとします。コンサルタントのボーナスおよびコミッションが、売上にかかるコンサルタントの取り組みや売上実現に関連するすべての活動（ダウンラインの構築を含みます。）に対する、すべての対価となります。コンサルタント契約を任意に解約しまたは強制的に解約された後（総称して「解約」といいます。）、元コンサルタントは、自身が運営したダウンライン組織に関する、またはそのダウンライン組織の売上から発生するコミッションもしくはボーナスに関する権利、権原、申立もしくは利害を有しません。ビジネスを解約されたコンサルタントは、コンサルタントとしてのすべての権利を失います。これら失われる権利には、アンビット・エナジーのエネルギー サービスを販売する権利、コンサルタントの以前のダウンラインの販売およびその他の活動より将来発生するコミッションまたはボーナス、その他の収入を得る権利が含まれます。解約の際、コンサルタントは、自身の元のダウンライン、当該ダウンラインの販売およびその他の活動から生じたボーナスまたはコミッション、その他の報酬にかかる財産権を含むがそれに限定されないところの、自身が有するすべての権利を放棄することに同意します。

コンサルタント契約の解約後、元コンサルタントはアンビット・エナジーのコンサルタントであると自称してはなりません。コンサルタント契約を解約した（された）コンサルタントは、解約前にその全期間中において自身がアクティブであった最後の支払期間についてのみ、（強制解約前の調査期間において留保された額はそのまま差引き）コミッションとボーナスを受け取るものとします。

10.2：非アクティブ ステータス：「アクティブ」であるには、コンサルタントは過去120日間に新規コンサルタント1名以上のスポンサーとなるか、1名以上の新規顧客の申込みを行い、もしくはサービス切替え待ちまたはサービス提供中の顧客（電気料金の未払いによる契約解除後に再契約した顧客は除く）を20名以上保持しなければなりません。コンサルタントが過去120日間に新規コンサルタントのスポンサーとならず、新規顧客の申込みを行わず、もしくはサービス切替え待ちまたはサービス提供中の顧客を20名以上保持しない場合、コンサルタントのステータスは「非アクティブ」となり、新規顧客の申込みをし、またはコンサルタントのスポンサーとなることにより再度ステータスがアクティブになるまで、報酬は発生しません。このルールは、コンサルタントとなった最初の1年間は適用されません。

10.3：強制解約：本合意の条項（アンビット・エナジーが独自の裁量で行う修正を含みます。）にコンサルタントが違反した場合、コンサルタント契約の強制解約を含む、9.1項に記載の制裁のいずれかが行われる場合があります。解約は、書面での通知がコンサルタントの直近において知られている住所（またはファックス番号）、もしくはコンサルタントの弁護士宛てに郵便またはファックス、速達便で送達された日の時点で発効するものとします。

10.4：任意の解約：コンサルタントは、理由にかかわらず、いつでもコンサルタント契約を解約する権利を有します。解約の通知は、以下に記載する当社の主たる営業所在地宛てに、書面またはEメールで提出しなければなりません。

〒530－0017
大阪府大阪市北区角田町8番47号
阪急グランドビル20階

アンビット・エナジー・ジャパン合同会社
コンサルタント サポート

Eメール宛先：fieldcompliance@ambitenergy.co.jp

書面での通知には、コンサルタントが記名・署名し、その住所、C番号を記載しなければなりません。コンサルタントがアンビット・エナジーの顧客でもある場合、コンサルタントが明確にエネルギー サービスも解約することを要求する場合を除き、アンビット・エナジーは引き続き当該者に顧客としてエネルギー サービスを提供し、当該のサービスについて顧客に対し料金の請求を行います。

第11条：定義

アクティブ コンサルタント： (1) コンサルタント契約締結から12か月以内のコンサルタント、または (2) 過去120日の間に新規コンサルタント1名以上のスポンサーとなるか1名以上の新規顧客の申込みを行ったコンサルタント、または (3) サービス切替え待ちかサービス提供中の顧客を20名以上有しているコンサルタント、のいずれかに該当する者を指します。

本合意：当社とコンサルタントとの契約には、コンサルタント契約、アンビット・エナジーの方針および手続、アンビット・エナジーの報酬プランが含まれ、すべて最新版およびアンビット・エナジーの独自の裁量により修正され、コンサルタントが合意した版を意味します。
これらの文書は総称して「本合意」と呼ばれます。

解約：コンサルタントのビジネスの終了。解約は、任意または強制による、または非アクティブであることによる場合があります。

顧客：「顧客」という用語は、現在・過去のアンビット・エナジーの顧客および顧客となる見込みのある者を意味します。

正式なアンビット・エナジーの資料：コンサルタント向けにアンビット・エナジーが開発および印刷、刊行、配布した書類もしくは音声またはビデオテープ、ディスク、その他の資料。

再販可能：販売支援ツールは、下記の要件を満たす場合に、「再販可能」と見なされます。(1) 未開封で未使用でる、(2) 包装とラベルが変更されていない、または損傷していない、(3) 値引きなしに商品を販売することが商業的に妥当だとみなされる状態にある、(4) 購入日から1年以内にアンビット・エナジーに返品されている、(5) 商品に最新のアンビット・エナジーのラベルが添付されている、(6) アンビット・エナジーが以前に陳腐化在庫として指定していない。販売時点で返品不能または製造中止、季節限定品と明確に特定されている販売支援ツールは、「再販可能」ではないものとします。